

オフサイトセンターの在り方に関する  
基本的な考え方について  
取りまとめ(案)

平成24年8月

原子力安全・保安院

<目次>

I. はじめに

1. 検討の背景
2. 意見聴取会の位置づけ

II. オフサイトセンターの現状と課題

1. OFC 設立経緯・目的
2. オフサイトセンターに係る法的整理
3. 現行のオフサイトセンターの立地について
4. 海外におけるオフサイトセンターについて

III. OFCにおける役割・機能の整理

1. 中央と現地の役割分担に関する基本的な考え方
2. 原子力安全委員会等からの指摘事項(課題)について
3. 今般の災害対応で明らかになったOFCの役割の限界
4. 住民の防護措置(避難、モニタリング、被ばく医療)に関する役割分担

IV. 原子力事故を踏まえた OFC の課題と要件について

1. 立地・経路について
  - 要件① OFCの最適な立地要件
  - 要件② 緊急参集への対応
2. 施設機能について
  - 要件③ 通信回線の確保
  - 要件④ 機能スペースの確保
  - 要件⑤ 放射線防護
  - 要件⑥ 維持管理体制
3. 代替・複合災害について
  - 要件⑦ 代替 OFC の立地場所の選定・資機材等の充実
  - 要件⑧ 複合災害への対応策
  - 要件⑨ 平時における教育・訓練等
  - 要件⑩ 住民等に対する原子力防災に対する知識の理解促進
  - 要件⑪ 地元報道関係者(プレス)、地元住民等に対する情報発信の改善

V. 再処理関連施設、中間貯蔵等施設の OFC の取り扱いについて

VI. UPZ拡大に伴う周辺自治体の具備すべき資機材等の要件について

## I. はじめに

### 1. 検討の背景

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により東京電力の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所が被災し、原子力事故が発生した。その後、福島第一原子力発電所は全ての交流電源を喪失した事態に陥り、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条に規定する特定事象となり、原子力災害警戒本部を緊急時対応センター(ERC: Emergency Response Center)を本院に設置すると共に原災法第12条で指定した福島県双葉郡大熊町にある緊急事態応急対策拠点施設(福島県オフサイトセンター)に原子力災害現地警戒本部を設置した。

福島第一原子力発電所1、2号機は、非常用炉心冷却装置による注水が困難となり、同日に、内閣総理大臣が原災法第15条に規定する原子力緊急事態宣言を発令し、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を首相官邸に、経済産業副大臣を本部長とする原子力災害現地対策本部を福島県オフサイトセンターに設置した。

しかしながら、この現地対策本部が設置された福島県オフサイトセンターでは、地震により大半の通信回線が使用できなくなり、ERC並びに地方自治体との連絡が困難であった。加えて、現地対策本部の食料・水・燃料が不足し、3月13日には福島第一原子力発電所の事態の進展を受け、福島県オフサイトセンター周辺及び室内の放射線量も上昇し始めたことから、住民の避難状況を確認後の3月15日には現地対策本部を福島市に移転せざるを得ない状況となり、本来のオフサイトセンターが担うべき役割を十分果たすことができなかった。

今般の事故の反省と教訓を踏まえ、今後、国や地域の防災計画をどのようにしていくのかは喫緊の課題であり、概ね30キロとされたUPZの決定、住民の方々の避難の基本的方針など、多くの検討課題である。

なかでもオフサイトセンターにどのような役割を持たせ、立地・機能をどのように見直していくかについては重要な課題であることから、オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会を開催することとした。

### 2. 意見聴取会の位置づけ

オフサイトセンター(以下「OFC」という。)の立地・機能の基準等に関する意思決

1 定は今後発足する原子力規制庁に引き継がれることとなるものの、OFCに関する  
2 方針、国や道府県防災対策等の向上を早期に実現させるため、暫定的基準等を  
3 具現化するために学識経験者等から構成される意見聴取会を行い、取りまとめる  
4 こととする。

## 6 **Ⅱ. オフサイトセンターの現状と課題**

### 7 **1. OFC 設立経緯・目的**

#### 8 **(1) オフサイトセンター構想**

9 原子力安全委員会が原子力防災対策の実効性向上のための基本的考え方及  
10 び具体的な方策を提示するものとして、「原子力防災対策の実効性向上を目指し  
11 て」(平成11年4月28日(平成11年9月7日一部改訂))を取りまとめ、その中で、  
12 国、地方自治体、事業者が一堂に会する対策本部としてのオフサイトセンター構想  
13 が示されたところ。

14 オフサイトセンター構想とは、具体的には次のようなものとしている。

- 15 ・防災活動の実施に当たる国、道府県、市町村及び事業者が連絡を密にして  
16 情報を共有し、各主体が的確な役割分担の下、迅速かつ緊密な連携行動を  
17 とることが必要。
- 18 ・施設外(オフサイト)の対応を行うに当たっては、国、道府県及び市町村の対  
19 策本部が施設内(オンサイト)の状況についての情報を的確に把握すること  
20 が必要であり、このための施設内対策に当たる事業者の緊急時対策組織と  
21 の間の連絡が十分に確保されることが必要。
- 22 ・我が国においても、迅速かつ関係機関が一体となった防災対策を実施する  
23 ために、国及び地方自治体が現地対策本部を設置する場合には、事業者を  
24 含む防災活動の各主体が一堂に会する場(「現地共同対策センター」と仮  
25 称)を設けることが容易となるように配慮すべき。
- 26 ・地域の実情も踏まえ、地域防災計画等で位置付けを行い、必要な資機材を  
27 検討し、その整備等を進めることで、英国のオフサイトセンターのような機能  
28 を実現することが必要。
- 29 ・施設内外での一貫性のとれた防災活動を実施するためには、このようなオフ  
30 サイトセンター構想を進めるとともに、緊急時に一堂に会することとなる国、  
31 事業者及び地方自治体の関係者が平常時から必要に応じて情報交換等を

1 行うことが重要。

2 ・防災訓練等を行う際には、現地共同対策センターを中心とした連携の確保を  
3 目的として実施することも必要。

4 ・周辺住民に誤解を与えたり、矛盾した情報が流れたりすることのないよう、情  
5 報の発信について現地共同対策センターで一元的な対応方針を決定すると  
6 ともに、周辺住民等からの問い合わせ窓口を設置することや、対策本部とは  
7 別に至近の場所で適切に報道関係者への情報提供を行うことが必要。

## 9 (2)株式会社JCOウラン加工工場臨界事故について

10 平成11年9月、株式会社JCOウラン加工工場(茨城県東海村)において、住民  
11 避難を要する重大な臨界事故が発生した。この際の初動段階における事故状況  
12 の把握や災害対応の遅れ等の課題に対応するために、原子力災害時には、国、  
13 都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、国の原子力災害現地対策本部、地  
14 方自治体の災害対策本部等が情報を共有するとともに、連携のとれた応急措置  
15 等を講じ、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進することなどの必要性が明確  
16 となった。

17 上述の原子力防災対策活動の調整及び推進の拠点を法令に位置付けること等  
18 を目的として、平成12年6月、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第15  
19 6号)(以下「原災法」という。)が改正・施行されたところ、上記1. で述べた原子力  
20 安全委員会による検討結果も踏まえつつ、同法第12条第1項の規定により主務  
21 大臣があらかじめ指定する緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)が正  
22 式に創設された。

## 24 2. オフサイトセンターに係る法的整理

### 25 (1)原災法上の規定について

26 原災法において、オフサイトセンターについては同法第12条に規定している。  
27 この規定は、原子力災害が発生した場合において、緊急事態応急対策を実施する  
28 際のオフサイトセンターの指定及びその手続き、同センターにおける緊急事態  
29 応急対策を実施する際に必要となる資料の備え付け等について規定している。

30 また、オフサイトセンターの指定について、主な解釈<sup>(※)</sup>を示すと次のとおりであ  
31 る。

(※) 参考文献：原子力災害対策特別措置法解説(原子力防災法令研究会・編著)

1  
2 (主な解釈)

3 ・現行制度の原災法第12条第1項においては、オフサイトセンターを原子力事  
4 業所ごとに指定する旨規定しているところ、この点については、複数の原子力  
5 事業所に係る対策拠点施設が同一のものであっても何ら問題はないこととし  
6 ている。

7 ・オフサイトセンターは、当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県  
8 の区域内にあること、すなわち所在都道府県にあることが求められる。また、  
9 そのほかにも、同センターが満たすべき要件については、原子力災害対策特  
10 別措置法施行規則(平成12年総理府・通商産業省・運輸省令第2号)(以下  
11 単に「規則」という。)第16条第1号から第12号までに定めている。

12  
13 なお、福島第一原子力発電所の事故から得られた知見を基に、新たな安全規  
14 制の仕組みの導入、安全基準の強化等を含め、政府としては、原子力安全や原  
15 子力防災の法体系等の見直しを進めているところである。

16  
17  
18  
**現行のオフサイトセンターの立地・機能について**

- オフサイトセンターは、原子力災害対策特別措置法の第12条(緊急事態応急対策拠点施設の指定等)に基づき原子力事業所ごとに指定することとされている。
- また、同センターが満たすべき立地・機能については、原子力災害対策特別措置法施行規則(第16条)により規定されている。

<立地・機能要件(第16条)>

- (第1号)原子力事業所との距離が20km未満であること
- (第2号)参集するために必要な道路、ヘリポート等が確保できること
- (第3号)TV会議システム、電話、FAX等を備えていること
- (第4号)放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えていること
- (第5号)床面積の合計が800m<sup>2</sup>以上であること
- (第6号)原子力防災専門官の事務室を備えていること
- (第7号)被ばく放射線量低減措置(コンクリート壁、換気設備等)が講じられていること
- (第8号)表面汚染除去に必要な設備を備えていること
- (第9号)敷地内又はその近傍に報道用のスペースを有していること
- (第10号)オフサイトセンター及び設備の維持管理に関する責任範囲が適正・明確であること
- (第11号)オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料を保管する設備を有していること
- (第12号)代替オフサイトセンターがオフサイトセンターからの移動が可能な場所に存在すること

## ＜＜規則第16条各号の規定と主な解釈について＞＞

参考文献:原子力災害対策特別措置法解説(原子力防災法令研究会・編著)

### (第1号)原子力事業所との距離が20km未満であること

オフサイトセンターが、原子力事業所から著しく離れた距離にある場合には、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施することができないため、米国のオフサイトセンターがEPZ(Emergency Planning Zone:防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)である10マイルの2倍の20マイル以内であること(参考1参照)も参考にして、防災指針で定める原子力発電所に関するEPZの8~10kmの2倍の20km以内とすることを基本としたものである。

### (第2号)参集するために必要な道路、ヘリポート等が確保できること

「ヘリポート」については、通常時からヘリポート専用のスペースを用意すべきことを求めているわけではなく、駐車場、校庭等緊急時にヘリコプターが離着陸可能な場所をあらかじめ用意しておけば十分である。

また、ここでいう「確保」については、事前の協定や計画の作成等により当該交通手段が原子力災害時に使用できる状態になっていることを意味し、対策拠点施設自体がヘリポート等を持つことを要求するものではない。

### (第3号)TV会議システム、電話、FAX等を備えていること

TV会議システム、電話及びFAXのほか、中央防災無線や自治体行政無線等が想定される。

### (第4号)放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えていること

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)や緊急時対策支援システム(ERSS)等を想定している。

### (第5号)床面積の合計が800m<sup>2</sup>以上であること

オフサイトセンターには、原子力災害合同対策協議会を開催するスペースのほか、国、都道府県、市町村のそれぞれの対策本部のブース、原子力防災専門官の事務所等が必要であり、原子力災害時には関係機関から100人~150人の要員が参集することが予想されるため、床面積を合計したものととして800m<sup>2</sup>以上と規定したものである。ただし、オフサイトセンターが例えば市町村の庁舎等と同一の建物内に設置される場合は、市町村の庁舎としてのスペースはこれには含まれず、オフサイトセン

ターとしての機能を有する部分のみの床面積を合計した数値が基準となる。

(第6号)原子力防災専門官の事務室を備えていること

これにより、オフサイトセンターに原子力防災専門官の事務所の一つが置かれることになるが、ほかにも事務所が存在することを妨げるものではない。

(第7号)被ばく放射線量低減措置(コンクリート壁、換気設備等)が講じられていること

原子力事業所の事業形態や想定される原子力災害の規模とそれに応じた原子力事業所からオフサイトセンターまでの距離を勘案するとの趣旨の下で規定している。

(第8号)表面汚染除去に必要な設備を備えていること

管理された排水槽付きのシャワールーム等を想定している。

(第9号)敷地内又はその近傍に報道用のスペースを有していること

オフサイトセンターの敷地内を原則としつつ、道路を隔てた敷地や隣接する公共施設等を報道用のスペースとすべきことを想定している。したがって、車による移動を必要とするような場所は「近傍」には該当しない。

(第10号)オフサイトセンター及び設備の維持管理に関する責任範囲が適正・明確であること

オフサイトセンターは、国、地方公共団体、原子力事業者等が共同して使用するものであることから、これらの者の間で適切な費用負担等がなされることが望ましいとしている。

(第11号)オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料を保管する設備を有していること

資料の中には、核物質防護上の観点から厳格な管理が必要なものもあり得る場合も考えられるため、当該資料の保管のため、施錠可能な書庫を有していることを要件としたものである。

(第12号)代替オフサイトセンター(第2号の要件を満たし、必要な通信設備を備えた十分な広さを有するもの)がオフサイトセンターからの移動が可

### 能な場所に存在すること

代替オフサイトセンターの要件は、緊急避難的性格のものであることから、必要最小限のものとなっている。すなわち、

- ①交通手段が確保されること、
- ②電話、FAX等の通信手段が確保できること(注:TV会議までは必要ない。)、
- ③原子力災害合同対策協議会等が開催できる広さを有していること、
- ④オフサイトセンターから極端に離れていないこと、

がその要件であり、都道府県や市町村の庁舎、学校の体育館等公共的な施設がこれらの要件に該当するものの一例である。

1

## (2)現行制度の規則上の規定等について

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

オフサイトセンターについては規則第16条に規定し、オフサイトセンターを指定するに当たっては、原子力事業所との距離や具備すべき設備等の同センターが満たすべき12項目の要件を規定している。現行制度におけるこれら要件の概要と解釈については以下に示す(参考:原子力施設等の防災対策について(昭和55年6月 原子力安全委員会))。

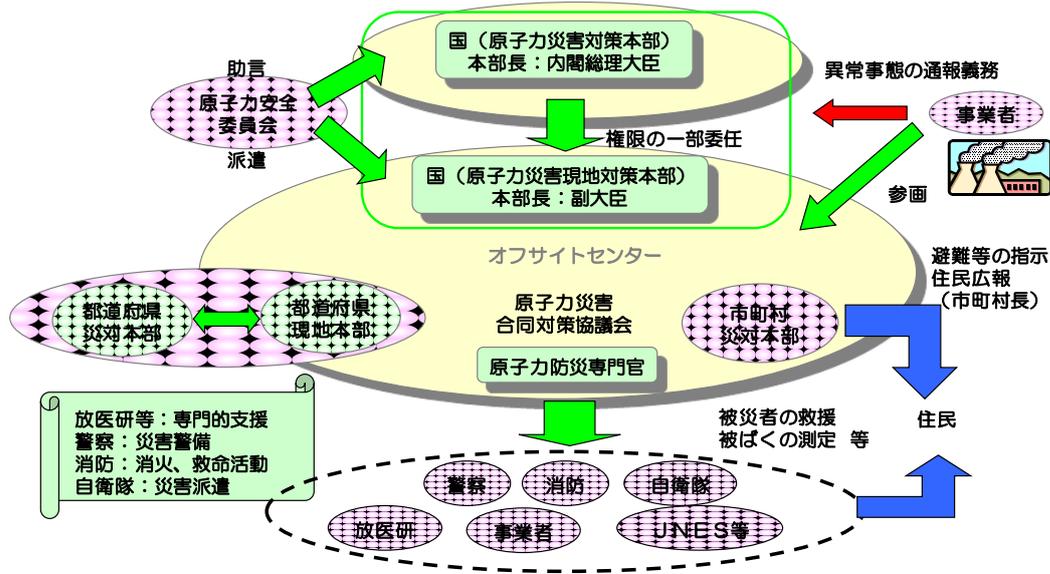
原子力安全委員会が取りまとめた「原子力施設等の防災対策について」(以下「防災指針」という。)は、法令としての位置付けではないが、防災基本計画第10編原子力災害対策編において、専門的・技術的事項について十分尊重されるものとして規定されるなど、我が国の原子力防災体制を論ずる上で欠かせないものである(防災指針についても現在見直しを行っているところ)。

防災指針は、平成12年5月に、株式会社JCOウラン加工工場臨界事故を契機として改正された原災法に基づいた内容の追加、改訂等が行われた。

オフサイトセンターについては、現地で関係機関が連携をとって緊急時応急対策を実施する重要拠点であるとし、関係者の参集を考慮した立地、通信設備の整備・維持、報道関係者等への情報発信など、同センターの役割や整備されるべき重要な機能について述べられている。

**現行の原子力防災体制について(概要)**  
 ~原子力災害発生時の原子力防災体制の枠組み~

- オフサイトセンター(以下、OFC)は、2000年4月、原子力災害対策特別措置法に基づき指定した緊急事態応急対策拠点施設。
- 同センターは、1999年の茨城県東海村でのJCOの臨界事故を教訓として設置。原子力災害発生時には、国、自治体、原子力事業者による事故拡大防止のための応急対策、住民の安全確保策などさまざまな緊急対策を講じるための重要な施設として位置づけられている。



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11

**3. 現行のオフサイトセンターの立地について**

現行のオフサイトセンターは、文部科学大臣と経済産業大臣が指定しているものを合計して22箇所が存在する。そのうち、文部科学省専管の2箇所を除く20箇所については、当省が所管あるいは文部科学省と共管しているオフサイトセンターである。また、これら20箇所のオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの位置は、以下のとおりである。

なお、これらオフサイトセンターは、平成11年度に土地の取得費や建設費等を立地道府県に交付するための補正予算を計上し建設された。

## 緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）



## 4. 海外におけるオフサイトセンターについて

### 1. 米国の事例

米国の原子力緊急時対策施設(Emergency Operations Facility。以下、「EOF」という。)については、NUREG-0654.Rev1(1980)で規定されており、その要件の詳細はNUREG-0696(1981)に記載されている。具体的には次のとおり。

#### (1) EOF (Emergency Operations Facility) の役割

- ・ 原子力事業者の緊急時対応活動のマネージメント
- ・ 施設周辺の放射線モニタリングと環境影響評価のとりまとめ
- ・ 州への防護措置についての勧告
- ・ 連邦、州、地方機関との緊急時対応活動の調整

#### (2) EOF の条件

##### ① 位置

- ・ 「原子力施設への緊急時対応」、「州への防護措置についての勧告」、「連邦、州、地方機関との緊急時対応活動の調整」の活動を遂行するのに最適な位置であること。

1 ・原子力発電所中央制御室近傍に設置された事業者の技術支援センター  
 2 (Technical Support Center。以下「TSC」という。)からの距離に応じて以下  
 3 の条件を満足すること。なお、これを満足する EOF を設置できない事業者  
 4 は、NRC に適用除外の申請を行い、NRC の同意を得なければならない。

5  
 6 (EOF の設置位置と設置条件)

TSC-EOF 間の距離	設置要件
16km以内	施設自体の防護措置を講じるとともに、TSC から半径16～32km の圏内に代替施設を準備すること。
16～32km	施設自体の防護措置及び代替施設は不要
32km以遠	施設自体の防護措置及び代替施設は不要であるが、NRCの特別許可が必要。また、NRC職員のために原子力発電所近くに中継基地に当たる施設等を準備すること。

7  
 8 ②EOF として使用される施設の要件

9 イ) 緊急時に EOF が確実に機能できる様に、平常時から対応要員以外の立  
 10 入を制限できること。

11 ロ) 洪水あるいは強風(ただし、竜巻は除く)に建屋が耐えること。(想定する  
 12 洪水あるいは強風は、100年に1回発生するレベル)

13 ハ) TSC から半径16km 以内にある場合、外部からの放射線を遮蔽する構造  
 14 (0.7MeV のエネルギーを持つガンマ線を5分の1以下に低減できるも  
 15 の)及び HEPA フィルター(活性炭はなくても良い。)付き換気設備が施さ  
 16 れていること。

17 ニ) 最低でも35名分の作業場所(1名あたり約7m<sup>2</sup>として、約245m<sup>2</sup>)が確  
 18 保されていること。更に、州や地方機関からの派遣要員25名以上の増員  
 19 に対応できるようにすること。また、NRC 要員用の作業場所(最低5名分)  
 20 を設けること。

21  
 22 ③EOF の設備要件

23 イ) 「緊急時対応活動の実施」及び「州への防護措置への勧告」の意思決定

1 に必要な情報(例:プラントデータ、放射線情報、気象情報)を表示できる  
2 こと。

3 ロ)関係機関との連絡のため、以下の通信設備とその代替手段を備えること

4 ・専用回線による音声通信(中央制御室、TSC、NRC 対策センター、州・地  
5 方機関の緊急時対策センター)

6 ・FAX 通信(TSC、NRC 対策センター)

7 ・無線通信(事業者等のモニタリングチーム)

8 ハ)施設内の安全確認のため、放射線モニター及びダストモニターを有する  
9 こと

10 ニ)無停電電力システムを有すること。

### 11 12 **(3)州及び地方自治体における緊急時対応組織**

13 ・州及び地方自治体の対応組織は、始動後直ちに 1 つ(又は複数の)緊急時  
14 運営センター(EOC(Emergency Operations Center))を設置する。

15 ・サイトによっては、同じプルーム被ばくに対する緊急時計画区域内の中に複  
16 数の自治体が含まれるところもあるが、各サイトとも EOC は1箇所である。

17 ・通常、州は、州都又は地域機関にある EOC から運営の指揮を取る。場合によ  
18 っては、発電所施設の近くに前衛の EOC を設ける州もある。

19 ・州又は地方自治体は、公衆の健康及び安全のための適切な防護措置の実  
20 施について最終的な責任を負う。

21 ・例えば、Matagorda County(テキサス州)の EOC は、群の刑務所に所在して  
22 いる(刑務所が使われているのは、堅牢でセキュリティがしっかりしているた  
23 め)。

## 24 25 **2. 英国の事例**

26 英国においては、事業者がオフサイトセンターを用意するが、その名称はオフサ  
27 イトセンター、オフサイト施設、地域管理センター(District Control Centre)など地  
28 域によって異なるが、貿易産業省(DTI: Department of Trade and Industry)原子力  
29 緊急時計画連絡グループ(NEPLG: Nuclear Emergency Planning Liaison Group)が  
30 作成したマニュアル(CONSOLIDATED GUIDANCE 2010 年版)では、戦略調整セン  
31 ター(Strategic Coordination Centres)という名称を使用している。

### (1) オフサイトセンターの役割

戦略調整センター(いわゆるオフサイトセンター)の役割は、事業者及び地方政府や英国政府の各機関が連携して防護対策活動するための“協議・調整の場”であるとしている。

### (2) オフサイトセンターの条件

“協議・調整の場”としての(代表者が使用する)通信・情報関連設備を備え、数日間の活動ができるようにしておくこと、同時にメディアや住民への広報・発信するための記者発表施設を併設していることが条件となっている。

また、原子力施設ごとに、施設から数km程度離れた場所に施設が設けられているが、要件としてロケーションの条件はない。

オフサイトセンターから至近の場所には別に報道対応センターも置かれており、オフサイトセンターでまとめられた情報や防災対策の実施状況等を適時に報道関係者に提供していく仕組みも設けられている。

## 3. その他海外の事例

仏国と独国には“オフサイトセンター”に相当するものがない。事業者、地方政府(県や郡)、政府がそれぞれ設置する対策本部で対応する。“オフサイトセンター”に相当する機能は、それぞれの対策本部間の通信ネットワークを強化・充実させることで対応しているのが現状である。

## Ⅲ. OFCにおける役割・機能の整理

### 1. 中央と現地の役割分担に関する基本的な考え方

原子力緊急事態において、オフサイトセンターにて政府原子力災害現地対策本部が実施すべき事項は、防災基本計画、原子力災害対策マニュアル等の規程の見直しを行っているところである。

### 1. 現行の防災基本計画等によるオフサイトセンターの役割

内閣総理大臣は、原災法第10条第1項前段の通報があり、これが原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する場合には、原災法第15条第2項の原子力緊急事態宣言を発出し、原災法第16条に基づき内閣府に政府原子力災害対策

1 本部を、原災法第17条第8項に基づきOFCに政府原子力災害対策本部の事務  
2 の一部を行う政府原子力災害現地対策本部を設置する。

3 また、原災法第15条第2項第1号に掲げる緊急事態応急対策実施区域を管轄  
4 する都道府県及び市町村は原災法第22条に基づき災害対策本部を設置する。

5 OFCにおいて、政府原子力災害現地対策本部は、関係都道府県、関係市町  
6 村の(現地)災害対策本部とともに、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それ  
7 ぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するために、原災法第23  
8 条に基づき原子力災害合同対策協議会を組織する。

9 原子力災害合同対策協議会は、政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副  
10 大臣)、関係都道府県及び関係市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指  
11 定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等によ  
12 り構成され、主導的な運営は政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)  
13 が行う。

14 原子力災害合同対策協議会は、最重要事項(屋内退避、避難、ヨウ素剤の服用  
15 等)の調整を行う緊急事態対応方針決定会議を設置し、重要事項を決定すること  
16 としており、事項の一部の権限権は現地に委任されていた。

## 19 2. 原子力安全委員会等からの指摘事項(課題)について

第1回OFC意見聴取会資料の以下の2つ

- ◎原子力安全委員会等からの指摘事項
- ◎災害発生時に福島 OFC で実施できなかった事項と課題  
(JNES 報告書「初動時の現地対策本部の活動状況」より作成)

について記載予定(参考イメージとして資料添付)。

20  
21  
22

1

2

## 2. 今般の災害対応で明らかになったOFCの役割の限界

3

4

5

今般の原子力災害は、単一災害ではなく複合災害となったため、地域のOFCでは①情報の収集・発信、②現地での意志決定、③専門的、技術的観点からの専門家の意見等に関して、現地において十分な体制を整備することができなかった。

6

7

そのため、この反省と教訓を踏まえ、中央が主体的に意志決定を行うことができるように、以下のように整理することが適切かと考える。

8

(1) 各自治体間の調整が必要となる事項については国が主体的に調整・助言を行う。

(2) 事故の初動対応における、中央のバックアップ体制の強化を明確化

- ・中央で指示すべき事項を精査し、迅速かつ正確な指示を行う。

- ・事故の初動対応において中央において避難指示等も行う。

(3) 専門的技術的事項に基づく指示については、中央において専門家が判断

9

# オフサイトセンター(OFC)の在り方に関する基本的考え方(案)

## 1. 福島原子力発電所事故のOFCに係る課題と見直しの方向性

現行制度上の役割	福島事故における主な課題	見直しの方向性(別紙1)
<p><b>1. 国及び県の現地対策本部設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地主導で対応、中央は後方支援</li> <li>・ 関係省庁・機関や自衛隊・消防・警察等の参集</li> <li>・ EPZは8-10km圏に設定</li> </ul> <p><b>2. 合同対策協議会の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市町村の幹部が集結して応急対策を総合調整</li> </ul> <p><b>3. オンサイト及びオフサイト対策の集約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラントの事故収束対応と住民の防護・生活支援</li> </ul> <p><b>4. 施設はプラント周辺に整備(多くは5km圏内)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地条件(20km圏内)、放射線防護機能、資機材整備、物資備蓄、代替施設確保等を省令で規定</li> </ul>	<p><b>1. 初動の迅速な避難等対応できず</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指示等は中央主導、現地は連絡調整</li> <li>・ 国の幹部・関係省庁の職員の現地参集に長時間を要した</li> <li>・ 避難区域はEPZを大幅に超え拡大</li> </ul> <p><b>2. 市町村の大部分が参集できず</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡すら困難な市町村も(大熊町、浪江町等)</li> </ul> <p><b>3. オンサイト対策の情報集約・対応協議の役割を果たせず</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府との統合本部を電力本店に設置</li> </ul> <p><b>4. 施設が十分に機能できず</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地地点が避難区域に。(福島県庁に移転)</li> <li>・ 放射能遮蔽、通信インフラ等が十分に機能せず</li> </ul>	<p><b>1. 初動体制の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態宣言と同時にPAZの住民避難を自治体に指示</li> <li>・ 初動段階での避難指示は中央から直接、自治体に連絡を行うことを明確化</li> <li>・ 参集要員の事前登録と、輸送手段の事前調整</li> </ul> <p><b>2. 市町村への連絡体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信手段の抜本的強化</li> <li>・ 初動段階での連絡体制の明確化(PAZ避難の指示については官邸から直接連絡等)</li> </ul> <p><b>3. オンサイト対応とオフサイト対応の体制の区分・強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンサイト対応は電力本店等に緊急事態対策監等規制庁の職員を配置</li> <li>・ オフサイト対応はOFCに集約</li> </ul> <p><b>4. 施設の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線汚染対策として、放射線遮へいフィルターを設置</li> <li>・ 通信の抜本的強化(再掲)</li> <li>・ 立地基準の見直し</li> </ul>

1

## 2. オフサイトセンターの今後の在り方に関する主な論点①(ソフト面)(案)

1. 初動における本部(官邸)と、現地対策本部の役割分担
<p>(1) ①原災本部(官邸)主導で避難等の対策を決定、 ②現地本部は、住民避難やモニタリングなど現地での自治体の支援及び情報のハブとして現地における対応状況のとりまとめに徹する</p> <p>(2) 国の幹部や関係機関が現地に参集するまでの間は、官邸に置かれる事務局が直接、自治体等と連絡調整(首長には政務等から連絡)。</p> <p>(3) オンサイト対策の現地対応拠点は、電力本店等に原子力施設即応センターを設置。(OFCにも原子力事業者のリエゾン配置)</p>

2. オフサイト対策(住民防護・被災者生活支援)における国及び県の現地対策本部の役割
<p>文科省、厚労省、放医研・JNES・JAEA、自衛隊・消防・警察等の各省・関係機関が参集し自治体等の応急対策を支援。 (別紙2)</p> <p><b>【初動の主な役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民避難 ; 中央による避難等指示の連絡・状況確認その他実施に必要な調整(施設確保等のニーズ把握と支援)</li> <li>○ 放射線モニタリング ; 実施計画に基づき県・文科省等と連携して、モニタリングカー等による放射線測定と情報集約。</li> <li>○ 被ばく医療 ; (独)放医研の緊急被ばく医療チームを中心に、スクリーニング・除染・被ばく医療(安定ヨウ素剤を含む)の実施体制構築と支援。</li> <li>○ 緊急輸送 ; 自衛隊、消防・警察等が参集して、住民救助・避難支援・生活物資確保等に係る輸送手段を調整。</li> <li>○ 情報提供 ; 自治体・住民等への情報伝達(避難等指示、モニタリング結果、SPEEDIの情報等)</li> </ul> <p><b>【中長期の主な役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除染 ; 放射線モニタリングとともに、実施計画に基づき、除染支援チームによる自治体の除染事業を支援。</li> <li>○ 警戒区域等の管理 ; 警察等と連携して、立入制限区域等の管理のほか、被災者の一時立入等を実施。</li> <li>○ 被災者生活支援 ; 被災自治体と一体となって、被災者生活の実態と支援ニーズの把握、現地関係機関の調整を実施。</li> </ul>

2

## 2. オフサイトセンターの今後の在り方に関する主な論点②(ハード面)(案)

### 1. 現地対策本部の役割に応じたオフサイトセンターの設備等

- (1) 従前は県・市町村もOFCに集結する「点」の発想であったが、今後は隣接県も含め関係自治体が拡大することを踏まえて、必ずしも全ての市町村が参集できない場合があることも想定し、国及び県の現地対策本部が情報のハブとして、自治体との連絡調整を実施できるようネットワークを強化(「面」の発想)。
- (2) OFCに参集する各自治体のリエゾンは最小限にとどめ、各自治体(幹部)との合同対策協議会の開催は、TV会議システム等を活用するなど、機動性を確保。(事務局はOFCに設置)
- (3) TV会議システム、自治体幹部・主要職員の防災携帯電話、一斉通報ホットライン、これらの衛星通信化等の通信インフラ整備。  
※ 自治体においても、避難施設等に予め緊急時の通信設備を整備するなどして、各対応拠点とのネットワーク化を推進。
- (4) 過酷事故対応(放射線遮蔽機能)、複合災害(非常用電源・津波・地震対策)、長期対応(食料・燃料等)等の強化基準を検討。

### 2. OFCの立地地点

- (1) 立地地点は、PAZ(5km)圏外、UPZ(30km)圏内を目安に設定。OFCは県の施設であることから、具体的な場所は、関係自治体と調整して決定することが必要。
- (2) 代替施設をUPZ圏外も含め複数箇所を予め選定するとともに、代替施設へ用いることを想定して、資機材については移転可能なポータブルなものを整備。  
※ 今後、国で具体的な施設要件のガイドラインを取りまとめた上で(6月末目途)、各自治体でOFCの総点検を実施し、新たな施設整備や機能強化が必要なものについては、国の来年度予算概算要求も含め、順次、整備を図っていく。
- (3) UPZが複数県に及ぶ場合、一部の府県からは県内にOFC機能設置することについて要請あり。

# 原子力防災に関する改善事項について

別紙1

※赤字は施設・設備・資機材に関する措置

項目	従前の体制と問題点	現在の体制(改善済)	今後の改善
<b>1. 指揮命令系統</b> (原子力災害対策本部の改善)  	→ 官邸に上がる情報が不足し、迅速な意思決定に課題	→ 官邸内における原子力災害対策本部事務局の情報収集・分析能力を強化  ・事務局体制強化のため、院長、保安院専門スタッフは官邸に参集  ・保安院緊急時対応センターは、事故進展の分析、自治体との連絡調整等の活動によりバックオフィスとして官邸を支援  ・PAZ(予防的防護措置を準備する区域)の考え方を踏まえ避難を指示	→ 官邸内における原子力災害対策本部事務局の情報収集・分析能力を更に強化  ・事務局体制強化のため、長官、規制庁の専門スタッフは官邸に参集(改正法施行後)  ・(左内容のうち規制庁発足後は、規制庁緊急時対応センターが官邸を支援)  ・PAZに加え、UPZ(緊急防護措置を準備する区域)の考え方も含め、防護措置の基準と手順を整備  ・経産大臣を副本部長に任命し、被災者支援を環境大臣と分担(改正法施行後)
<b>2. 情報収集・対策立案</b> (情報収集機能等の改善)	→ 情報の入手・伝達ルートが機能せず、保安院が情報収集・把握のハブとしての役割を果たせず	→ 官邸(原子力災害対策本部)の意思決定を支える情報分析・現地対策本部のバックアップ  ・官邸や現地の参集者のための資料を整備(プラント系統図面、サイト周辺地図、人口等のデータやそれらをまとめたファイルを準備)  ・発電所・電力本店等とのTV会議システムを整備(保安院緊急時対応センターに導入済、官邸には導入に向け準備中)  ・現地対策本部は参集に一定の時間を要するため、その間、保安院緊急時対応センターが現地対策本部をバックアップ	→ 官邸(原子力災害対策本部)の意思決定を支える情報分析・現地対策本部のバックアップ  ・官邸にERSS、SPEEDIの端末装置を整備。伝送システム・回線を多重化・多様化  ・発電所・電力本店等とのTV会議システムに専用回線、衛星回線を導入し、情報収集機能を強化  ・(左内容のうち規制庁発足後は、規制庁緊急時対応センターが現地対策本部をバックアップ)
<b>3. 情報発信</b> (官邸に一元化)	→ 広報が官邸と保安院で二元化したことによる混乱 ・SPEEDIの情報公開遅れ	→ 原災本部事務局の広報担当は、関係の会見に同席。専門的説明を補佐  ・モニタリング情報や、ERSS、SPEEDIの結果等は原災本部として迅速に公開	→ 原災本部事務局の広報担当は、関係の会見に同席。専門的説明を補佐(同左)

1

項目	従前の体制と問題点	現在の体制(改善済)	今後の改善
<b>4. 現地対応</b> (オフサイト(住民避難等の対応)の改善)  	→ オフサイトセンターの事故収束対応拠点としての機能不全  ・事業者からの情報の遅れ、情報の不足  ・通信インフラの麻痺、高い放射性線量による移転	→ オンサイトとオフサイトの視点を分担  <オンサイト対応(統合対策室)> ・電力本店等に政府と事業者との連絡調整拠点を確保。保安院審議官等(必要に応じ経産省の政務)を派遣して、官邸からの指示を迅速に実施  ・統合対策室等の体制を整備 ・各発電所・電力本店・保安院緊急時対応センターを結ぶTV会議システムを整備  <オフサイト対応(現地対策本部)> ・オフサイト対応のため、経産省の政務、保安院審議官等を派遣。  ・通信途絶に備えモバイルネットワーク(持ち運び式の中継局による移動体通信)を配備 ・防護服・マスクの充実、飲食物の備蓄拡充 ・代替オフサイトセンター用の可搬型通信資機材を整備  <地域防災計画> ・複合災害の想定、PAZ・UPZの導入等による新たな防災体制構築に向け、関係道府県に対する説明会を実施  <訓練> ・シビアアクシデントを想定した訓練を事業者が自ら実施(大飯) ・福島事故を踏まえた訓練を各道府県が実施 -PAZの住民避難(福井県) -代替オフサイトセンターへの移転(北海道)	→ オンサイトとオフサイトの視点を分担  <オンサイト対応(事態即応センター)> ・電力本店等に政府と事業者との連絡調整拠点を常設。緊急事態対策監等(必要に応じ環境省の政務)を派遣して、官邸からの指示を迅速に実施(改正法施行後)  <オフサイト対応(現地対策本部)> ・オフサイト対応のため、環境省の政務、原子力地域安全統括官等を派遣(改正法施行後)  ・衛星回線、衛星電話の拡充等で自治体と確実に連絡 ・オフサイトセンターの放射線対策 ・24年度の緊急時交付金により、UPZの防災資機材(自治体向け)を拡充  <地域防災計画> ・改正法施行後、半年以内に地域防災計画策定 ・PAZとUPZの設定や、避難シミュレーションの実施支援等により地域防災計画策定を支援  <訓練> ・シビアアクシデントを想定した事業者訓練を規制庁が評価(改正法施行後) ・改正法施行後、新たな防災計画に基づく総合防災訓練を実施
<b>5. 事後対策</b> (当初から想定)	→ 膨大な被災者支援対応業務に対応できず ・大規模事故に伴う被災者支援業務への事前的体制整備不足	→ 被災者支援業務は原子力被災者支援チームが実施  ・避難後の住民の支援は被災者支援チームが行う ・オフサイトの被災者支援業務には保安院のみならず経産省等から広く要員を配置し対応	→ 被災者支援業務は原子力利用官庁も職員派遣等で協力  ・規制庁はモニタリング結果のとりまとめや避難区域見直しなどにより住民の安全を確保 ・経産省等は規制庁緊急時対応センターに併置される原子力被災者支援チームに職員を派遣し、住民支援を担当(改正法施行後)

2

### 3. OFCの基本的な役割・機能について

OFCの基本的な役割は、事故収束のためのオンサイト業務(実働拠点)を担うものではなく、国、地方自治体、事業者等の関係者が一堂に会して活動する調整を行う拠点であるOFCに参集し、モニタリング、被ばく医療、避難等の住民防護対策を円滑に実施することである。原子力緊急事態時にOFCの役割が十分に果たされるためには、OFCが有するべき基本的な機能は、以下の4つである。

なお、緊急時における避難、モニタリング等の住民防護に関する意志決定権は、地域のOFCでは限界があるため、中央において行うことが適切である。

- ①情報収集・情報共有(国、道府県、市町村及び事業者が連絡を密にして情報を収集・共有を行う。)
- ②連携した活動のための調整(関係者間で、迅速かつ緊密な連携行動を取り、適切な対応を行う。)
- ③必要な資機材を含めた環境の提供(a:防災業務組織体制(人員配置等)の組織体制に関する資料、b:社会環境に関する資料(種々の縮尺の周辺地図、人口分布、周辺道路、鉄道、ヘリポート等の交通手段、学校、病院等の特殊施設、緊急時医療施設等)、c:放射性物質・放射線に関する資料(原子炉施設関係資料、周辺地域の気象資料、モニタリングポスト等の設置、拡散推計等)、d:OFC資機材(スペース、会議室、通信インフラ、水・食料、ベッド、放射線防護用品(マスク、サーベイメータ等)等)を整備・管理すること。)
- ④情報発信の中核拠点として情報発信に関する一元的な対応方針を決定し、周辺住民や報道関係者等に、整理された情報を適切に提供する(周辺住民等への問い合わせ窓口を含む)。

また、原子力災害において、単一災害や津波・地震等が同時に発生する複合災害のケースなどの事象に対応できるように活動調整拠点であるOFCは、災害の規模や事象の大きさにより臨機応変に対応しなければならない。

単一災害のケースであって、範囲も狭く、重大な事象(原災法10条事象)に陥らない場合には、十分にOFCで対応することができると考えられる。一方、複合災害や単一災害でも広範囲に影響が生じる場合には、OFCの役割や求められる機能が変化する場合がある。例えば、あらかじめ指定された参集要員が参集できないこ

1 とも想定されることから、原子力災害合同対策協議会をTV会議システムを利用す  
2 るなどしてリモートで開催する等、通信資機材を最大限利用して、情報収集・共有  
3 等を図るなどの対策を講じる必要がある。

4 また、住民やプレス等に対する情報提供についても、OFCにおいて実施すること  
5 が困難になった場合や放射性物質の放出が著しい場合などは、代替OFCを活用  
6 するなどの対応が必要である。その他、複合災害への対応として、県等との密接  
7 な連絡を要する場合、県庁等をOFCとして対応することもあり得る。

8

## OFCの基本的な役割・機能について

### 【OFCの役割】

・住民防護（モニタリング、被ばく医療、避難等）を円滑に実施するために関係者が一堂に会して活動の調整を行う拠点（事故収束のためのオンサイト業務はやらない）

（OFCの機能について）

OFCの役割が十分に果たされるためには、OFCが有すべき基本的な機能は、以下の4つ。

### 【原子力緊急事態時における基本的な機能】

#### 1. 情報収集・情報共有

国、道府県、市町村及び事業者が連絡を密にして情報を収集・共有を行う。

#### 2. 連携した活動のための調整

関係者間で、迅速かつ緊密な連携行動を取り、適切な対応を行う。

#### 3. 必要な資機材を含めた必要な環境の提供

緊急時に対応するための必要な環境

- ①防災業務組織体制（人員配置等）の組織体制に関する資料
- ②社会環境に関する資料（種々の縮尺の周辺地図、人口分布、周辺道路、鉄道、ヘリポート等の交通手段、学校、病院等の特殊施設、緊急時医療施設等）
- ③放射性物質・放射線に関する資料（原子炉施設関係資料、周辺地域の気象資料、モニタリングポスト等の設置、拡散推計等）
- ④OFC資機材（スペース、会議室、通信インフラ、水・食料、ベッド、放射線防護用品（マスク、サーベイメータ等）を整備・管理すること。

#### 4. 情報発信の中核拠点

情報発信に関する一元的な対応方針を決定し、周辺住民や報道関係者等に、整理された情報を適切に提供する（周辺住民等への問い合わせ窓口を含む）。

1

9

10

災害規模や態様によりOFCに行われる事務が変化するイメージ

		発生時 (初動対応)	10条・15条事象	事故後対策
単一災害	狭い範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭い範囲かつ重大な事象でない場合、OFCでオンサイト情報の集約なども対応可</li> <li>・実働部隊等への後方支援拠点(前線基地としても利用可)</li> </ul>	
	広域		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参集要員が参集できない場合は、原子力災害合同対策協議会をTV会議システムを利用するなどしてリモートで開催する等、通信資機材を最大限利用することで対応。</li> <li>・住民やプレス等に対する情報提供がOFCで困難になった場合、放射性物質の放出が著しい場合などは、代替OFCで行うことで対応。</li> <li>・複合災害への対応のため、県等との密接な連携を要する場合、県庁等をOFCとして対応する。</li> </ul>	
複合災害				

(参考)【平常時における主な機能】

1. 防災業務関係者等に対する防災教育・防災訓練
  - ・地元における事業者、地方公共団体、国の防災専門官等の関係者が一同に会する合同研修の開催(JNES研修支援、専門家チームの派遣等)。
  - ・複合災害を想定して事業者、地方自治体及び国の原子力防災専門官等は、立地地域毎に関係者間会議を定期的に設置するとともに、合同防災訓練を計画・実施する。
  - ・原子力防災専門官は、自治体と連携し、地域防災計画の策定を積極的にサポートする。
2. オフサイトセンターの機器・設備等の一体運用管理
  - ・道府県関係者等と国の原子力防災専門官は連携し、平時よりOFCの機器・設備等の情報共有を含めた一体的な運用管理を行う。
3. 住民等に対する原子力防災に対する知識の理解促進
  - ・地元の中・高等学校の教員・生徒を対象としたオフサイトセンターの施設見学等の開催(教養OFCなどで実施している事例あり)。
  - ・地域住民に対する定期的な施設見学・説明会の実施。
4. 地元報道関係者(プレス)、地域住民等に対する情報発信
  - ・オフサイトセンターのプレス関係者や地域住民への情報提供(避難経路、スクリーニングの実施場所、安定ヨウ素剤の配布状況等)の充実(地域防災計画、OFC運用マニュアル等の見直し)

### 3. 住民の防護措置(避難、モニタリング、被ばく医療)に関する役割分担

OFCの機能を十分発揮するためには、1. で述べたオフサイトセンターの役割見直しの基本方針を踏まえ、住民防護措置等の業務について、中央と現地の役割分担を十分に精査する必要がある。

住民防護措置のための業務のうち、住民避難、環境放射線モニタリング、被ばく医療について、それぞれの業務を場合分けし、中央における国の役割、現地のオフサイトセンターにおける役割、県及び市町村の災害対策本部の役割をそれぞれ、見直し基本方針に従い整理した。

## 第2回OFC意見聴取会資料の

### ◎「(時系列) 応急対策の流れ」

について記載予定(参考イメージとして資料添付)。

## 1. 住民避難

住民避難については、避難のフェーズにあわせて、PAZ内の自治体の避難とUPZ内の自治体の避難の2パターンに分類し、検討した。

### (1)PAZ避難

#### ①国の役割

- ・ プラント状況を収集し、当該事故が原災法15条事象に該当するかどうかを判断
- ・ 15条事象が発生した場合、内閣総理大臣は緊急事態宣言を発出するとともに、直ちにPAZ対象自治体へ避難準備を開始するよう避難を指示。
- ・ 同時に自治体の緊急輸送を支援

#### ②現地対策本部の役割

- ・ 道府県が行う輸送手段・避難所等の調整を支援
- ・ 避難状況の確認・避難の支援

#### ③道府県・市町村の災害対策本部の役割

- ・ 地域防災計画により、平常時に整備をしてある避難計画に基づき、災害の状況に応じた避難実施計画を策定
- ・ その避難実施計画に基づいて輸送手段・避難所等を確保
- ・ 国より避難指示の連絡が届き次第、避難実施計画に基づいて順次住民避難を開始

### (2)UPZ避難

#### ①国の役割

- 1           ・ モニタリング等の情報を収集・分析を行う。
- 2           ・ UPZ域内の避難指示・緊急輸送支援のための検討を行う。
- 3           ・ 広域避難に関する自治体間や輸送手段等の調整を行う。

#### 4           ②現地対策本部の役割

- 5           ・ UPZ域内の避難指示案の地方公共団体との調整
- 6           ・ UPZ域内の避難に係る輸送手段・避難所等の調整支援
- 7           ・ UPZ域内の避難の実施状況の確認・避難所等追加支援

#### 8           ③道府県・市町村の災害対策本部の役割

- 9           ・ UPZ域内の避難指示案への協議
- 10          ・ UPZ域内の避難に係る輸送手段・避難所等の調整
- 11          ・ 地元住民の避難を実施

## 12

## 13           **2. モニタリング**

14           モニタリングについては、災害発生直後の初期モニタリングと、モニタリングすべ  
15           き範囲が広域となる広域モニタリングの2パターンに分類し検討した。

### 16

### 17           **(1) 初動時のモニタリング**

#### 18           ①国の役割

- 19          ・ モニタリング実施計画の決定及び関係省庁等への依頼
- 20          ・ 航空機・海上モニタリング実施に係る調整
- 21          ・ 関係機関が実施するモニタリングデータのとりまとめ・評価・公表

#### 22           ②現地対策本部の役割

- 23          ・ モニタリング実施計画への現状の反映
- 24          ・ 地方公共団体が実施する陸上モニタリング活動の支援
- 25          ・ 地方公共団体と協力して陸上モニタリング結果のとりまとめ

#### 26           ③道府県・市町村の災害対策本部の役割

- 27          ・ 緊急時モニタリング実施計画に基づき陸上モニタリングを実施
- 28          ・ 現地対策本部と協力してデータをとりまとめ

### 29

### 30           **(2) 初期以降のモニタリング**

#### 31           ①国の役割

- 1           ・ モニタリング調整会議を開催し、モニタリング実施計画を適宜改定
- 2           ・ 各機関が実施するモニタリングデータのとりまとめ・評価・公表
- 3           ②現地対策本部の役割
- 4           ・ モニタリングすべき範囲の広域化に伴い改定されたモニタリング実施計画
- 5           に基づき関係機関が実施する陸上モニタリング実施支援
- 6           ・ 地方公共団体が実施する陸上モニタリング結果のとりまとめ
- 7           ③道府県・市町村の災害対策本部の役割
- 8           ・ モニタリングすべき範囲の広域化に伴い改定されたモニタリング実施計画
- 9           に基づき陸上モニタリングを実施
- 10          ・ 現地本部と協力してデータをとりまとめ

### 12 3. 被ばく医療

13           被ばく医療に関しては症状の軽い初期被ばく医療と症状の重い二次・三次被ば

14           く医療の2パターンに整理し検討した。

#### 15 (1)初期被ばく医療

##### 16 ①国の役割

- 17           ・ スクリーニング実施基準の決定
- 18           ・ 安定ヨウ素剤服用方針の決定・指示
- 19           ・ 緊急被ばく医療は件チームの派遣

##### 20 ②現地対策本部の役割

- 21           ・ 地方公共団体が実施するスクリーニング・除染活動の支援
- 22           ・ 地方公共団体が実施する安定ヨウ素剤服用の支援
- 23           ・ 緊急被ばく医療は件チームの配置調整

##### 24 ③道府県・市町村の災害対策本部の役割

- 25           ・ スクリーニングの実施場所・資機材・要員の確保
- 26           ・ スクリーニング・除染の実施
- 27           ・ 安定ヨウ素剤服用方針を踏まえ、住民に対し服用
- 28           ・ 緊急被ばく医療は件チームの配置調整

#### 30 (2)二次・三次被ばく医療、広域医療

##### 31 ①国の役割

- ・ 緊急被ばく医療派遣チーム派遣(再掲)
- ・ 被ばくした住民・原発従業員の搬送支援

## ②現地対策本部の役割

- ・ 緊急被ばく医療は件チームの配置調整(再掲)
- ・ 地方公共団体が実施する搬送調整の支援

## ③道府県・市町村の災害対策本部の役割

- ・ 緊急被ばく医療派遣チームの配置調整
- ・ 被ばくした住民・原発従業員の搬送調整

# IV. 原子力事故を踏まえた OFC の課題と要件について

現地対策本部の役割に応じたオフサイトセンターに具備すべき重要設備等については、現行においても原災法施行規則第16条に明記されているところであるが、一般の原子力発電所の事故における教訓と反省を踏まえ、OFCに具備すべき要件を以下のとおり規定し、施行規則の改正を行うことが必要である。

また、重要設備等以外の設備等(食料の備蓄量・日数、仮眠ベット数等)の詳細については、原災法施行規則の下にガイドラインを整備し、資機材等の充実を図るべきである。

## 1. 立地・経路について

### 課題① OFCの最適な立地要件

PAZ圏は原災法第15条が発動されれば、ただちに避難指示がなされることから、PAZ圏内(約5km)への参集は困難である一方、UPZ圏を超える参集は立地自治体等にとって参集に時間を要するとともに、避難の状況把握や被ばく医療、モニタリング実施等の調整を行うことは、難しいと考えられる。

今回の場合、事故現場から5km離れた福島県原子力災害対策センター(オフサイトセンター)は、地震・津波等の自然災害に対する頑健性がなかったことから、OFCの立地場所の選定に当たっては、単一災害だけでなく地震・津波等の自然災害を考慮した複合災害への対応が十分に機能するように立地地域の地理的要因等(標高、耐震性等)を考慮するべきである。

1

**要件①**

最適な OFC の立地場所としては、PAZ圏外とし、単一災害だけでなく複合災害を想定したOFCの資機材等の拡充を図り、基本原則としてUPZ域内(5～30km圏内)にOFCを設置することとする。設置に当たっては、発電所からの直線距離だけでなく、標高、海岸線からの距離、耐震性等を総合的に判断するべきである。

また、地理的要因等により、その機能が十分に発揮できず、UPZ以遠に立地することが合理的な場合には、国は立地自治体等と調整し、UPZ以遠にOFCを置くといった弾力的な措置も必要である。

2

### OFCの立地の考え方について(案)

- OFCの立地場所は、立地地域の地理的要因(耐震性、海岸線からの距離、参集の容易さ等)や災害規模を考慮するなど総合的な判断が必要である。
- 単一災害だけでなく複合災害を想定したOFCの資機材等の拡充を図り、基本原則としてUPZ域内(5～30km圏内)※にOFCを設置。  
※UPZ域内に設置する場合、放射線防護のために十分な対策を講じる必要あり。
- また、地理的要因等により、その機能が十分に発揮できず、UPZ以遠に立地することが合理的な場合には、国は立地自治体等と調整し、UPZ以遠にOFCを置く弾力的な措置も必要。

災害規模	PAZ域内(0-5)	UPZ域内(5-30)	UPZ以遠(30-)
単一災害	・OFCの機能から鑑み、移設 ・既存のOFC機能を持たせず、Plant検査等の拠点として利用可 立地場所：×	・関係機関等の情報共有の場、放射線モニタリング、住民避難、初動時の被ばく医療等に対する拠点として活用。 立地場所：◎	・初動時の活動に支障あり 立地場所：△
複合災害	・既存のOFC機能を持たせず、Plant検査、モニタリング及び除染活動、PAZ住民の一時立入り時の拠点として利用可 立地場所：×	・関係機関等の情報共有の場、放射線モニタリング、住民避難、初動時の被ばく医療等に対する拠点として活用。 立地場所：◎	

3

4

5

### 課題② 緊急参集への対応

6

今般の地震や津波の影響により道路の寸断等が発生し、OFCに参集する要員の遅れや参集できないなど、迅速な初動対応が行えなかった。また、航空輸送手

7

1 段として、ヘリコプターを使用したことが、照明設備が地震の影響で停電していたため、  
2 着陸できなかったことを踏まえ、所用の対策を講ずる必要がある。

3

#### 要件②

単一災害だけでなく複合災害が発生しても関係者の円滑な参集が行えるよう OFC へのアクセス道路の複数ルート化や道路の補強等を行う必要がある。また、ヘリポートは、OFCから2km圏内で利用できることとし、大型ヘリが離発着できる広い面積を確保できていることが望ましい。

加えてヘリポート施設は、夜間離発着を想定した照明等の設備（可搬式照明装置等）及び電源の確保が必要である。また、避難経路・場所、避難完了の確認、モニタリング状況等の把握のため、防災対策車は各事業所に2台以上配備することや（緊急車両とすることが望ましい）、緊急時には他の事務所から防災対策車を応援融通するなど OFC 運営要領（OFC マニュアル）等の整備が必要である。

また、他の OFC からの各種機材や人員等の支援についても融通できる体制が望ましく、そのための各種マニュアル（OFC マニュアル等）の見直しが必要であるとともに、参集要員の出入管理を的確に把握するため、出入管理システムを導入すべきである。

4

## 2. 施設機能について

5

6

#### 課題③ 通信回線の確保

7

8

9

10

11

12

今般の地震・津波により OFC の大半の通信回線が使用不可能となり、ERC（経済産業省緊急時対応センター）や地方自治体等との連絡が困難になった。専用回線においても、余震等により通信事業者の回線が切断されたことから利用できなくなり、この回線を使用していた電話・FAX、ERSS（緊急時対策支援システム）、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）、TV会議システム等の重要設備の使用ができなくなった。

13

14

15

16

また、立地自治体等に対して衛星電話の設置ができていなかったことや機器の点検・訓練不足により使用できないものがあつた。なお、災害時優先電話は電話局側の電源が切れた3月12日の昼頃以降は全くつながらなくなったとの事例も報告されており、通信回線の確保が必要不可欠である。

1

**要件③**

複合災害時にも情報収集・発信することができる回線の耐震化並びに多重化・多様化のための設備の充実を図る必要がある。

具体的には、TV会議システム、電話(衛星電話を含む)、FAX等の通信機器の多重化、多様化が実施されていることや避難経路・場所、放射線モニタリング、スクリーニング、除染、被ばく医療、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集・発信する設備を備えておくことが重要である。

また、TV会議システムは、中央(官邸、ERC)、OFC及び立地道府県、周辺自治体、事業者等と繋がるように拡充整備(複数拠点接続、衛星回線を含めた複数回線化(多重化))をすることや、通信方法の複数化(多様化)の観点から一般回線、専用回線だけでなく、可搬型の衛星回線(避難経路の現場確認、構外のモニタリング機器の把握等にも利用)による通話機能を備えることも必要である。

その他、一斉通報システム、中央防災電話、関係機関が必要とする機器の整備並びに電話、FAX等についても通信機器の多重化、多様化が必要であり、可能な限り専用回線で繋がれていることが望ましい。

2

3

**課題④ 機能スペースの確保**

4

5

6

7

8

当時、福島県原子力災害対策センター(オフサイトセンター)では、現地対策本部要員用の仮眠室やベッドなどもなく(仮眠を取るところがない)、深夜に机に伏して仮眠をとる者や、床で寝ていて被ばくした可能性が高い者がいたため、参集要員等が安全でかつ、安心して作業や仮眠・休息等ができるスペースの確保を備える必要がある。

9

10

11

また、住民への適切な広報やOFC内のプレス関係者への広報による情報発信は正確で迅速な対応を求められるため、引き続きプレス室等のスペースを確保する必要がある。

12

13

14

15

1

**要件④**

参集要員等が安全かつ安心して業務に従事できるように仮眠及び休息が可能なベッド等の資機材及びスペースを確保する。また、見える化の観点から、OFC内の活動状況が見えるスペースを確保することや、モニターでのライブ映像等の環境整備をすることが望ましい。

床面積は、道府県の地域特性も勘案して、OFC施設の機能が十分発揮できる800m<sup>2</sup>以上が望ましく、原子力防災専門官の事務室やオフサイトセンターにおける緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料(地形地図、人口分布図、避難経路・場所のリスト、安定ヨウ素剤備蓄リスト、新たに作成される膨大な書類等)を保管する設備を備えることが重要である。

2

3

**課題⑤ 放射線防護**

4

3月15日0時頃には、オフサイトセンター内のモニターにおいて、100 $\mu$  Sv/hを示すアラームが断続的に鳴る状態になったため、防護マスクを装着して業務をするよう指示があった。3月15日朝には、東京電力がベントをするので仮眠して居る者もマスクを付けるように館内放送がされるなど、執務環境が悪化するなかで参集した要員等は業務を遂行していた。

9

また、入出管理が徹底されていなかったため、放射能を含んだ土をつけたまま、入退出したため、現地対策本部要員用の仮眠室やベッドなどもない床で寝ていた者は、被ばくした可能性が高いと思われる。

12

このようなことから、参集要員等が安全、安心できる放射線防護の措置を早急

14

**要件⑤**

OFCの建物は、被ばく放射線量を低減させるコンクリート壁、換気設備等及び活性炭素繊維等のフィルター(除去率99.5%以上)等を用いた空気浄化フィルター等による放射能を遮断する機能が講じられていることや表面汚染除去に必要なシャワールーム、ドレインタンク、除去用具等の設備を備えている必要である。

また、入出による外部からの汚染された空気、水、塵埃等の浸入を防ぐ

ための、エアーロック、除染室等のクリーン設備を備えていることも必要不可欠である(除染の設備等に加えて、除染必要者と内部での作業者の動線の整理も同様)。

加えて、参集要員・情報収集員等が使用する防護服(タイベックスーツ、タングステンベスト等)、呼吸用ボンベ、フィルター付きマスク等の放射線防護用具及び沈着のスペクトルを計れるモニター・ダストモニター用の計測器(ガンマ線、ベータ線、中性子線、放射性ヨウ素等)を十分に確保し、ブルーム対策として参集要員等が使用する安定ヨウ素剤を十分に確保することが重要である。

#### 課題⑥ 維持管理体制

3月11日14時46分に発生した地震により外部からの電源が途絶えたため、OFCに設置していた非常用発電装置(非常用ディーゼル発電機)を起動させ、電源の確保はできたが、燃料を汲み上げるポンプが地震の影響で故障したため、同日15時23分には一階に設置した燃料タンクの燃料を使い果たし、電源喪失に陥った。

その後、3月12日1時すぎまで福島県オフサイトセンターは停電状態となり、OFCの初動対応(オンサイト情報、参集要員等の受け入れ体制、資機材の確認・点検等)に支障が生じたことから、OFCの資機材の管理・運用体制を改善する必要がある。

#### 要件⑥

道府県関係者等と国の原子力防災専門官は連携し、平時よりOFCの機器・設備等の情報共有を含めた一体的な運用管理を行うことが重要である。具体的には、防災専門官は資機材等の管理者である道府県、JNES((独)原子力安全基盤機構)等と資機材の情報共有(例えば管理会社の連絡先情報、設備仕様、在庫数、整備・点検整備等)を図るとともに関係者等の協力の下、整備・点検を行うこと。

### 3. 代替・複合災害について

#### 課題⑦ 代替 OFC の立地場所の選定・資機材等の充実

1 原災法施行規則第16条第12号に基づき、福島県オフサイトセンターの代替施  
2 設を南相馬合同庁舎と指定していたが、当該庁舎は既に地震及び津波による災  
3 害対応に使用されている状態であり、十分な活動スペースが確保できない状況で  
4 あった。現地対策本部内では、指定された代替施設である南相馬合同庁舎に移転  
5 すべきとの意見もあったが、南相馬市の放射線量も上昇しつつあるとの理由から、  
6 最終的に南相馬合同庁舎への移転を断念し福島県庁舎へ移転することとなり、  
7 代替 OFC が機能しなかったことから、指定の在り方について見直す必要がある。

8 また、代替 OFC に具備する資機材については、現在、茨城県と石川県の民間倉  
9 庫に保管されており、緊急時の運搬指示や輸送経路等を平時より確認することや  
10 OFC と同等程度の資機材を整備することが重要である。

#### 要件⑦

代替オフサイトセンターの立地場所は、オフサイトセンターから車両による陸路移動が可能な場所であつUPZ以遠とし、年間の風向を考慮し発電所からOFCの方向とは異なる場所に設置することが適切である。

しかしながら、地理的要因等により設置が困難な場合には、国は立地自治体等と調整し、弾力的な措置を講じることも必要である。

また、代替 OFC の資機材は、既存の OFC と同等のスペック(通信システム、水・食料等)を有することとし、既存の OFC を代替として活用することや複数設定することで相互補完体制を構築することが重要である。

#### 課題⑧ 複合災害への対応策

14 原子力安全委員会中間報告(平成24年3月)において、緊急事態における通信  
15 確保は、緊急時対応の枠組みの前提条件と明示しており、複合災害に対しても頑  
16 健な通信インフラ整備が必須であるとしている。

17 また、単に地震だけでなく、津波・高潮・洪水・土砂災害・噴火・強風・豪雪等の  
18 様々な複合災害を想定して通信インフラの設計を行うとともに、それらの事象が二  
19 つ以上重なったとしても発生する複合災害の場合も想定して、専用回線の多重化  
20 や通信方式の多様化等、通信インフラの機能が損なわれない対策を講じておくこ  
21 とが重要である。また、電源の安定的な確保についても十分な検討するべきとの  
22 指摘がなされている。

1

**要件⑧**

地震・津波等によりOFC施設が機能不全に陥らないような設置場所を選定することが重要であり、緊急事態における通信を確保するため、地震・津波等の複合災害に対する頑健性を有する通信インフラを整備すべきである。また、天変地異(地震、津波等)に耐える耐震性、防水性等を備えることもOFCが機能不全に陥らない条件である。

重要設備の機能を保つためには、電源の安定的な確保が必須であり、OFCにはUPS(無停電電源装置)、非常用電源装置、地元事業者の電源車が接続できる配電盤を具備すべきである。また、燃料に頼らない自然エネルギー(太陽光発電等)を用いた自立発電可能な設備の設置も望ましい。

ガス、水道が途絶えても参集要員等の活動に支障が生じないように、ガス貯蔵設備、貯水槽もしくはプロパンガス等を備えることも地域特性を考慮して導入すべきである。その他可搬型発電機及び燃料缶等を備えることも重要である。

またインフラ整備に加え、水・食料についても参集要員等が十分活動することができる7日間程度の量を備蓄することが必要である。

2

3

4

## 原災法施行規則に記載すべき要件(案)

立地・機能要件		変更案
1	立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■立地地点は、PAZ(およそ5km)圏外、UPZ(およそ30km)圏内</li> <li>■地理的要因等により、その機能が十分に発揮できず、UPZ以遠に立地することが合理的な場合には、国は立地自治体等と調整し、UPZ以遠にOFCを置く弾力的な措置も必要。</li> </ul>
2	参集経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>■参集するために必要な道路、ヘリポート等が確保できていること</li> </ul>
3	情報収集・通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>■TV会議システム、電話(衛星電話を含む)、FAX等の通信機器の多重化、多様化が実施されていること</li> <li>■避難経路・場所、放射線モニタリング、スクリーニング、除染、被ばく医療、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集・発信する設備を備えていること</li> </ul>
4	スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床面積はOFC施設の機能が十分発揮できる面積を確保すること。</li> <li>■原子力防災専門官の事務室を備えていること</li> <li>■参集要員等のための仮眠、休憩ができるスペースを確保すること。</li> <li>■敷地内又はその近傍に報道用のスペースを有していること。</li> <li>■オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料を保管する設備を有していること</li> </ul>
5	放射線防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被ばく放射線量の低減措置(コンクリート壁、換気設備等)及び空気浄化フィルター等の放射能遮断機能が講じられていること</li> <li>■表面汚染除去に必要な設備を備えていること</li> </ul>
6	維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オフサイトセンター及び設備の維持管理に関する責任範囲が適正・明確であること</li> </ul>
7	代替OFC	<ul style="list-style-type: none"> <li>■代替オフサイトセンターがオフサイトセンターからの移動が可能な場所に存在すること</li> <li>■代替OFCはUPZ以遠で年間の風向等を考慮して、発電所からOFCの方向とは可能な限り異なる場所に設置すること。なお、地理的要因等により設置が困難な場合には、国は立地自治体等と調整し、弾力的な措置も必要。</li> <li>■既存のOFCと同等の立地や通信設備等の機能を有しているとともに、複数設定すること。</li> </ul>
8	複合災害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■OFCは原子力事故に加え、天変地異(地震、津波等)に耐えうる耐震性、防水性等を備えること。</li> <li>■重要設備の機能を保つために非常用電源装置、配電盤(地元事業者の電源車が接続できるもの)を具備すること</li> </ul>

1

## ガイドラインに記載すべき主な要件(案)1/2

立地・機能要件		変更案
1	立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立地地点は耐震性、標高、海岸線からの距離、参集の容易さ等総合的な判断の下、UPZ(5-30km)圏内に設置することを基本原則とする。</li> <li>●ただし、地理的要因等により、その機能が十分に発揮できず、UPZ以遠に立地することが合理的な場合には、国は立地自治体等と調整し、UPZ以遠にOFCを置く弾力的な措置も必要。</li> </ul>
2	参集経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●参集するために必要な道路は複数ルートを確認することが望ましい。</li> <li>●ヘリポートはOFCから2km圏内とし、大型ヘリが離発着できる広い面積等が確保できていること。</li> <li>●ヘリポートについても照明等の電源(可搬式の夜間離発着用照明装置等)及びOFC施設への移動経路が確保できていること。</li> <li>●避難経路・場所、避難完了の確認、モニタリング状況等の把握のため、防災対策車は各事業所に2台以上配備すること(緊急車両とすることが望ましい)や他の事務所からの応援融通が可能な体制を整備すること。</li> </ul>
3	情報収集・通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>●TV会議システムは、中央(官邸、ERC)、OFC及び立地道府県、周辺自治体、事業者等と繋がるように整備すること。</li> <li>●OFCには室内外で使用できる衛星電話を設置すること。また、一斉通報システム、中央防災電話の整備並びに電話、FAX等の通信機器の多重化、多様化が必要であり、専用回線で繋がれていることが望ましい。</li> <li>●避難経路、放射線モニタリング、スクリーニング、除染、被ばく医療、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報収集・発信する設備を備えていること。</li> </ul>
4	スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●床面積規定は、道府県の地域特性も勘案して、OFC施設の機能が十分発揮できる800m<sup>2</sup>以上が望ましい。</li> <li>●原子力防災専門官の事務室の設置及び敷地内又はその近傍に報道用のスペースを有していること(内部の活動状況が見える環境整備(スペースの確保、モニターでのライブ映像等)をすることが望ましい【見える化】)。</li> <li>●参集要員等が仮眠、休憩できるベッド等の資機材及びスペースを確保すること。</li> <li>●緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料を保管するスペースがあること。</li> </ul>

2

## ガイドラインに記載すべき主な要件(案)2/2

立地・機能要件	変更案
5 放射線防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被ばく放射線量の低減措置(コンクリート壁、換気設備等)及び7日間程度の被ばく対策が可能な活性炭繊維等のフィルター(除去率99.5%以上)等の放射能遮断機能が講じられていること。</li> <li>●入出による外部からの汚染された空気、水、塵埃等の浸入を防ぐための、エアロック、除染室等のクリーン設備を備えていること。</li> <li>●表面汚染除去に必要なシャワールーム、ドレインタンク、除去用具等の設備を備えていること。</li> <li>●参集要員・情報収集員等が使用する放射線防護用具(防護服(タイベックスーツ、タングステンベスト等)、呼吸用ポンベ、フィルター付きマスク、毛布・簡易トイレ等)及び計測器(ガンマ線、中性子線、放射性ヨウ素等)を確保すること。</li> <li>●参集要員の円滑な活動が可能なように安定ヨウ素剤を配備すること。</li> <li>●OFC建屋内の放射線量を測定する装置を設置し、参集要員等が常時確認できるようにすること。</li> </ul>
6 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道府県関係者等と国の原子力防災専門官は連携し、平時よりOFCの機器・設備等の情報共有を含めた一体的な運用管理を行うこと。具体的には、防災専門官は資機材等の管理者である道府県、JNES等と資機材の情報共有を図るとともに関係者等の協力の下、整備・点検を行うこと。</li> </ul>
7 代替OFC	<ul style="list-style-type: none"> <li>●代替オフサイトセンターがオフサイトセンターから車両による陸路移動が可能な場所に存在すること</li> <li>●代替OFCはUPZ以遠であり、年間の風向を考慮し発電所からOFCの方向とは可能な限り異なる場所に設置すること。なお、地理的要因等により設置が困難な場合には、国は立地自治体等と調整し、弾力的な措置も必要。</li> <li>●既存のOFCと同等の通信システム等を有することや、既存のOFCを代替として活用するなど複数設定することにより、相互補完体制を構築することが重要である。</li> </ul>
8 複合災害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●OFCは原子力事故に加え、天変地異(地震、津波等)に耐えうる耐震性、防水性等を備えること。</li> <li>●重要設備の機能を保つためにUPS(無停電電源装置)、非常用電源装置、地元事業者の電源車が接続できる配電盤を具備すること。また、太陽光発電等の自立発電可能な設備の設置も望ましい。</li> <li>●水・食料については参集要員等が7日間程度活動できる量を備蓄すること。</li> <li>●ガス、水道が途絶えても原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が活動出来るように、ガス貯蔵設備、貯水槽もしくはプロパンガス等を備えること。</li> <li>●可搬型発電機及び燃料缶等の整備を行うこと。</li> </ul>

3

1  
2

### 課題⑨ 平時における教育・訓練等

今般の原子力事故の際にOFCがその機能を十分に発揮することができなかった教訓と反省を踏まえ、日頃より緊急時に備えたOFCの平時の利活用は重要な課題である。そのため、定期的な防災教育を実施することや、防災事務所・設備の平時からの利活用を積極的に行うことが重要である。その他、平時よりモニタリングや関係者の訓練等についても実施する体制の整備が必要である。

また、地震や津波など複合災害に備えるために、平時より国の原子力防災専門官、道府県担当者、事業者等の関係者が連携を緊密に図り、現場での機動的な体制が構築できるように整備すべきである。

#### (1) 防災教育・防災訓練等の充実

人事異動等によるノウハウの継承が損なわれる可能性や、単一災害だけでなく複合災害を想定した防災訓練が不足していたことや、地域防災計画に基づく初動対応や参集後の迅速な対応ができていなかった(参集要員が実際には他の業務も兼務しているなど参集できないケースもあった)。

#### (2) オフサイトセンターの機器・設備等の一体運用管理

1       これまでオフサイトセンターの管理は国の防災専門官、資機材(TV会議システム、  
2       衛星電話、パソコン等)の整備・管理はJNES、建物の整備・修繕(緊急設置電源、  
3       除染装置を含む)は、道府県というように3者の役割分担を連携するような仕組み  
4       がなく対応が遅れるなどの弊害があったため、連携を強化することが重要である。

5       (3) モニタリング方法、避難経路計画の策定

6       放射線量のモニタリング方法(航空機、車両)や実施状況、結果に関するスムー  
7       ズな情報共有がなされておらず、迅速な避難指示をすることができないなど支障  
8       が生じたケースがあった。

9       要件⑨

(1) 地元における事業者、地方公共団体、国の防災専門官等の関係者が一  
同に会する合同研修を開催(JNES研修支援、専門家チームの派遣等)す  
ることや、複合災害を想定して事業者、地方自治体及び国の原子力防災専  
門官等は、立地地域毎に関係者間会議を定期的に設置するとともに、合同  
防災訓練を実施するべきである。

また、国の原子力防災専門官は、自治体と連携し、地域防災計画の策  
定に当たり、今般の事故の教訓を活かせるように適切なアドバイスをする必  
要がある。

(2) 道府県関係者、JNESと国の原子力防災専門官等は連携し、平時よりO  
FCの建物設備(建屋仕様、非常用発電機の仕様、管理会社の連絡先等)  
や機器・設備等の情報共有(仕様、点検状況、メンテナンス会社の連絡先  
等)を含めた一体的な運用管理を行うことが重要である。

(3) 航空機モニタリングやモニタリングカーの実施状況、結果等に関する情報  
共有の仕組みを関係者間で整備することが重要である。そのためには、防  
災関係資料(組織体制及び体制に関する資料、社会環境(周辺地図、人口  
分布、学校、病院の位置情報等)、放射性物質・放射線に関する資料(気象  
条件、拡散推計等)の情報収集及び更新作業を日頃より、事業者、自治  
体、国の防災専門官は協力の下、行う必要がある。

また、避難経路は平時に十分検討されていることが適切であり、放射線  
の拡散状況を踏まえたきめ細やかな避難経路や場所の選定に当たって  
は、地元土地勘がある自治体関係者等が策定した避難経路の情報を関

係者間で共有する仕組みを構築することが必要である。

1  
2 **課題⑩ 住民等に対する原子力防災に対する知識の理解促進**

3 地元の住民等に対してオフサイトセンターの設置目的や機能等に関する理解の促  
4 進が不十分である。また、地域毎に取り組み状況に温度差があるため、地方自治体、  
5 事業者及び国の原子力防災専門官は連携し、理解の促進に努めるべきである。  
6

**要件⑩**

地元の中・高等学校の教員及び学生を対象としたオフサイトセンターの施設見学等を実施することでOFCの役割や機能等について十分に理解していただく必要がある(敦賀 OFC などでは定期的実施している事例があるため全国規模で行っていくべきである)。

また、地域住民に対しても防災業務を日頃より理解していただき、透明性を確保することが必要である。そのためには定期的な施設見学・説明会を積極的に実施していくことが望ましい。

7  
8 **課題⑪ 地元報道関係者(プレス)、地元住民等に対する情報発信の改善**

9 今般の複合災害においては、地元の住民等に対する避難経路・場所、スクリーニ  
10 ングを実施している病院等の場所や実施状況、安定ヨウ素材の備蓄・配布状況、服  
11 用方法等に関する迅速かつ正確な情報の提供を行うことができなかった。

12 また、OFCではプラント情報等に関する十分な情報を収集することができず、混乱  
13 が生じており、迅速で正確な情報を地元の報道関係者等に発信することができな  
14 かった。  
15

**要件⑪**

オフサイトセンターのプレス関係者や地元住民への情報(避難経路・場所、スクリーニングの実施場所・状況、安定ヨウ素剤の配布状況等)が的確かつ迅速に行えるように、地域防災計画やOFC運用マニュアル等の見直しを図ることが重要である。

16

## 委員及び自治体からの指摘に対するソフト面の改正について(案)2/2

	指摘事項	改正案
4	初動対応が不十分(現地移動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ERCにおいては、原災法10条に至る前段階から幹部の現地派遣を準備すること。</li> <li>●緊急輸送関係省庁(防衛省、警察庁等)に対する派遣要請等に係る体制の構築すること。</li> </ul>
5	初動対応が不十分(情報の収集・整理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災専門官は、原災法10条に至る前段階から、迅速なOFCの立上げができるようにすることや、自治体の対応状況を確認できるような体制を構築すること。</li> </ul>
6	現地対策本部から本省への情報連絡が遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>●官邸を含めたTV会議システムの起動、運用方法について統一的なマニュアルを整備すること。</li> <li>●当該TV会議を通じた指示、報告等を迅速かつ正確に実施できるようにマニュアルに追加すること。</li> </ul>
7	大臣指示の現地対策本部への伝達が不適切	<ul style="list-style-type: none"> <li>【再掲】官邸を含めたTV会議システムの起動、運用方法について統一的なマニュアルを整備すること。</li> <li>【再掲】当該TV会議を通じた指示、報告等を迅速かつ正確に実施できるようにマニュアルに追加すること。</li> <li>●情報を正確に把握・伝達するため、現地に政務を派遣することや、委員会設置後も当該体制を継続することをマニュアルに規定すること。</li> </ul>



指摘事項は防災基本計画、OFC運営要領等のマニュアルへ反映

### V. 再処理関連施設、中間貯蔵等施設のOFCの取り扱いについて

再処理加工関連、貯蔵については、実用発電所とその特殊性及び専門性が異なることから、これらのOFCの立地・機能等の在り方については、取りまとめの対象とせず、原子力安全規制庁発足後に引き続き検討していくべきである。

### VI. UPZ拡大に伴う周辺自治体の具備すべき資機材等の要件について

UPZエリアの拡大に伴い新たに防災計画を策定する周辺自治体は、①連絡体制強化のためのTV会議システム(IP電話・FAXを含む)の導入、②放射線モニタリングシステムの構築のための資機材の整備を図ることが必要である。

また、UPZが複数県に跨る場合、通信インフラ(TV会議システム等)の整備を行い中央(官邸、ERC)、OFC及び立地道府県、周辺自治体、事業者等と繋がるように、立地県と同等の通信機能の多重性・多様性を確保することが重要である。

なお、通信インフラの充実・訓練等に当たって、国の防災専門官と周辺自治体等は、緊密な体制を構築しなければならない。

1 参考文献1:原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググル  
2 ープ(第1回会合)防WG第1-7号

3 参考文献2:JAEA-Review 2010-011 原子力緊急事態に対する準備と対応に関する国際動  
4 向調査及び防災指針における課題の検討(日本原子力研究開発機構 安全研  
5 究センター原子力エネルギー関連施設安全評価研究ユニット木村 仁宣、佐藤  
6 宗平、石川 淳、本間 俊充))

7 参考文献3:米国原子力防災訓練視察報告書(平成12年12月(財)原子力発電技術機構  
8 防災センター)

9 参考文献4:米国の原子力緊急時対策施設について(日本原子力研究開発機構原子力緊急  
10 時支援・研修センター)

11 参考文献5:原子力防災対策の実効性向上を目指して(平成11年4月28日(平成11年9月  
12 7日一部改訂)原子力安全委員会原子力発電所等周辺防災対策専門部会)

13 参考情報:独立行政法人 日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター調  
14 べ

15  
16 ~~~~~

17 (参考法令1)

18 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)(抄)

19 (緊急事態応急対策拠点施設の指定等)

20 第十二条 主務大臣は、原子力事業所ごとに、第二十六条第二項に規定する者による  
21 緊急事態応急対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に  
22 含む都道府県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するもの(以下  
23 「緊急事態応急対策拠点施設」という。)を指定するものとする。

24 2 主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするとき  
25 は、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策拠点  
26 施設の所在地を管轄する市町村長(所在市町村長を除く。)並びに当該緊急事態応急  
27 対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。

28 3 第一項の指定又は指定の変更は、官報に告示してしなければならない。

29 4 原子力事業者は、第一項の指定があつた場合には、当該緊急事態応急対策拠点施  
30 設において第二十六条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る緊急事態応  
31 急対策を講ずるに際して必要となる資料として主務省令で定めるものを主務大臣に提

1 出しなければならない。提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

2 5 主務大臣は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策拠点施設  
3 に備え付けるものとする。

4  
5 ~~~~~  
6 (参考法令2)

7 原子力災害対策特別措置法施行規則(平成12年総理府・通商産業省・運輸省令第2号)

8 (抄)

9 (緊急事態応急対策拠点施設の要件)

10 第十六条 法第十二条第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当  
11 することとする。

12 一 当該原子力事業所との距離が、二十キロメートル未満であって、当該原子力事業所  
13 において行われる原子炉の運転等の特性を勘案したものであること。

14 二 原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道  
15 路、ヘリポートその他の交通手段が確保できること。

16 三 テレビ会議システム、電話、ファクシミリ装置その他の通信設備を備えていること。

17 四 法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備その他の放射線測定  
18 設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えているこ  
19 と。

20 五 原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が八百平方メー  
21 ル以上であること。

22 六 当該原子力事業所を担当する原子力防災専門官の事務室を備えていること。

23 七 当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会  
24 の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリ  
25 ート壁の設置、換気設備の設置その他の必要な措置が講じられていること。

26 八 人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の  
27 除去に必要な設備を備えていること。

28 九 報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有しているこ  
29 と。

30 十 当該緊急事態応急対策拠点施設及び設備の維持及び管理に関する責任の範囲が  
31 適正かつ明確であること。

1 十一 法第十二条第四項の規定により提出された資料を保管する設備を有しているこ  
2 と。

3 十二 当該緊急事態応急対策拠点施設が使用できない場合にこれを代替することがで  
4 きる施設(第二号の要件を満たし、かつ、必要な通信設備を備えた十分な広さを有する  
5 ものに限る。)が当該緊急事態応急対策拠点施設からの移動が可能な場所に存在す  
6 ること。

7  
8 ~~~~~

9 (参考報告)

10 原子力施設等の防災対策について(昭和55年6月 原子力安全委員会)(抄)

11 第2章 防災対策一般

12 2-8 オフサイトセンターの整備

13 オフサイトセンターは、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力  
14 災害現地対策本部や都道府県及び市町村の災害対策本部などが、原子力災害合同対  
15 策協議会を組織し情報を共有しながら、連携のとれた応急対策を講じていくための拠点と  
16 なるものであり、その機能は極めて重要である。

17 本施設については、原災法において、国が地方公共団体、原子力事業者の意見を聴い  
18 て、あらかじめ指定することになるが、関係者が参集しやすい場所にあること、情報通信  
19 機器が整備されていること、一定以上の広さを有していること等が重要である。

20 オフサイトセンターにおいては、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関  
21 係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞ  
22 れ職員を配置することにより、継続的に必要な情報を集約、共有し、国の現地本部長が主  
23 導的に、それぞれが行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うことにより、オフサ  
24 イトセンターが連携のとれた対策の拠点として機能することが重要である。

25 また、周辺住民や報道関係者等に、整理された情報を適切に提供していくことも重要な  
26 機能である。

27 さらに、オフサイトセンターは、緊急事態の際に迅速に使用できるよう、平常時から、原  
28 子力防災専門官による活用、防災資料の管理、通信機器等のメンテナンスなどを行うとと  
29 もに、当該施設を活用した防災関係者の連絡会や防災訓練での利用を図っていくことが  
30 重要である。

31

1  
2

## ＜＜参考イメージ＞＞

取りまとめ（案）に記載する内容のイメージ  
（第1，2回OFC意見聴取会資料）

1

2

各種報告書に記載されたオフサイトセンターの主な指摘事項		
報告書名	報告機関	主な指摘事項
		第1回OFC意見聴取会資料 【資料6-1】
各種報告書に記載されたオフサイトセンターの主な指摘事項		
報告書名	報告機関	主な指摘事項
「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ	原子力安全委員会 (平成24年3月22日)	<p>&lt;参集・役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○急速に進展する事故等の場合、国、自治体、事業者等の多数の関係者が参集して対応を協議する原子力災害合同対策協議会は機能しない(少人数が参集して迅速に防護対策を決定する体制が必要)。</li> <li>○事故が急速に進展した場合、迅速・的確に防護対策を意志決定し、実行できる仕組みを構築すること。</li> <li>○緊急時対応拠点と最前線基地となる対策実行拠点(対策実行拠点:PAZ外で原子力施設から可能な限り近い場所)を分離する。</li> <li>○事故対応の初期、中期及び復旧期における国、地方自治体等の権限、権限の優先順位を定めておくことが必要。</li> <li>○SNSやインターネットによる情報発信も有力。</li> </ul> <p>&lt;機器・備品&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○非常用発電機の故障、通信インフラの麻痺等による機能不全が発生したため、地震・津波等の複合災害に対する頑健性を有する通信インフラ(通信方式の多様化等に加え、電源の安定的な確保)を整備すること。</li> </ul> <p>&lt;放射線対策・立地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震・津波等の自然災害に対する頑健性がない(宮城県OFCの機能喪失等)。</li> <li>○地震・津波等により拠点施設が機能不全に陥らぬよう、原子力施設から十分離れ、かつ交通・通信の確保が容易な地域(たとえばUPZ外の県庁等)に設置する必要がある。</li> <li>○緊急時対応拠点と前線基地となる対策実行拠点を分離する(再掲)。</li> <li>○前線基地となる実働拠点(対策実行拠点)を発電所から一定の距離を保った適切な場所(たとえば、PAZ外で原子力施設から可能な限り近い場所)に設ける必要がある。</li> <li>○緊急時対応拠点は必ずしも新たな施設を建設する必要はなく、既存の施設に設置することができる。</li> <li>○緊急時対応拠点と同等の機能を果たせる代替の拠点を予め指定しておくことが必要である。</li> <li>○緊急時対応拠点と同時に代替の拠点も汚染されないよう、たとえば発電所と緊急時対応拠点を結ぶ方向から、十分外れた地域に代替の拠点を予定しておく必要がある。</li> </ul>
各種報告書に記載されたオフサイトセンターの主な指摘事項		
報告書名	報告機関	主な指摘事項
原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本政府の報告書～東京電力福島原子力発電所の事故について～	原子力災害対策本部 (平成23年6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央と現地の関係機関等の役割の明確化がされていない</li> <li>○緊急対応用資機材の集中管理できていない</li> <li>○適切な通信連絡手段や円滑な物資調達方法を確保できる体制・環境ができていない</li> </ul>
政府事故調査・検証委員会 中間報告	東京電力福島原子力 発電所における 事故調査・検証委員会 (平成23年12月26日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通機関の寸断等により、本部要員が参集せず又は遅れた</li> <li>○地震による通信インフラの停電・麻痺、食料・燃料等物資の不足</li> <li>○放射能汚染対策が不十分</li> <li>○大規模災害にあってもOFCの機能を維持できるように整備</li> </ul>
福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書	一般財団法人日本再建 イニシアティブ (平成24年3月11日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複合災害時においても施設機能の継続できるように検討</li> <li>○施設が使えなくなっても機能が維持できるよう施設の検討が必要</li> <li>○参集体制、意思決定事項、各機関の役割権限等の見直しが必要</li> </ul>
原子力事故再発防止顧問会議 提言	原子力事故再発防止 顧問会議 (平成23年12月13日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オフサイトセンターが十分に機能しなかったことを踏まえ、機能向上を図るとともに、移転させる場合でも代替施設の早期利用ができること。</li> <li>○関係者間の連携・協力体制を強化すること。</li> <li>○緊急時にはオフサイトセンターを拠点とした情報収集・連絡調整を行う役割をもつべき。</li> <li>○オフサイトセンターを含む、原子力防災体制の強化が重要であり、必要な予算を確保し、迅速に対応すべき。</li> </ul>

3

4

5

6

7

災害発生時に福島OFCで実施できなかった事項と課題  
 (JNES報告書「初動時の現地対策本部の活動状況」より作成)

**施設・設備関係**

**1 施設・設備等の状況**

＜施設・設備＞

○OFCの建物の換気設備に空気浄化フィルターが設置されていなかったため、時間とともに内部の放射線量が上昇した。また、OFC内で100μSv/hに設定してあったアラームが断続的に鳴るような状況になったため、防護マスクを装着して業務等を行わなければならなかった。

○OFCが停電状態であり、PC、FAX等のOA機器が使用できない状態であった(3/11、15:23から3/12、1時過ぎまで)。

○一斉招集連絡システムで関係機関の参集をすることとなっていたが、停電で一斉招集連絡ができなかった。

○現地対策本部要員用の仮眠室やベッドなどもなかった。(仮眠を取るところがない)

○生活必需品の不足や放射線量の上昇に伴い、OFCの福島市への移転を余儀なくされた。

○代替オフサイトセンターは、南相馬合同庁舎が予定されていたが、既に地震・津波による災害対応に使用され、さらに放射線量も上昇しつつあることから使用しなかった。

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境汚染される場合に備えて空気浄化フィルターの設置が必要</li> <li>●停電対策の実施が必要(→電源関係)</li> <li>●仮眠等のスペースの確保</li> <li>●複合災害を見据えて、OFCが使用できない場合の代替OFCの確保</li> </ul>
----	---

＜電源関係＞

○地震発生により、外部電源が途絶。

○非常用ディーゼル発電機も燃料タンクからの燃料をくみ上げるポンプが地震の影響で故障(修理が完了する3/12の1時過ぎまで停電)。

○運営支援班要員が非常用ディーゼル発電機の修理に当たっているものの修理できず、保守会社にも連絡がつかなかった。

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非常用電源やUPSなどの整備が必要</li> <li>●万が一故障した場合の復旧方策の整備が必要</li> </ul>
----	---

＜通信関係＞

- 1 ○0FC では、地震により大半の通信回線が使用できなくなり、ERC や地方自治体との連絡が  
 2 困難になった。
- 3 ○イーサネット専用回線は、余震により通信事業者の回線が切断され不通となり、この回  
 4 線による電話・FAX、ERSS、SPEEDI、テレビ会議システムは使用できなくなった。
- 5 ○県及び関係町の衛星電話は地震前から故障しており、県には衛星電話を貸与していたも  
 6 のの町には処置できていなかった。
- 7 ○災害時優先電話は電話局側の電源が切れた 3/12 昼頃以降は全くつながらなくなった。
- 8 ○地震発生時に福島第一原発内の緊急対策室から検査官が携帯している防災携帯電話で保  
 9 安院に報告しようとしたがつながらなかった。
- 10 ○0FC 内の東電専用の TV 会議システムは保安院 ERC とは接続されていなかった。
- 11 ○3/12、3 時過ぎの時点で一般の災害時優先電話は通信可能ではあったものの、つながりに  
 12 くい状態であった。
- 13 ○可搬型衛星電話はつながりにくくあまり使用できなかった。

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通信回線の耐震化が必要</li> <li>●通信の多重化・多様化が必要</li> </ul>
----	--

15

16 <他の資機材関係>

- 17 ○地震・津波の影響により、県内に設置した 24 台のモニタリングポストのうち 23 台が使  
 18 用不能となった。
- 19 ○地震の影響により、県原子力センターに設置されていた 4 台のゲルマニウム半導体検出  
 20 器のうち 2 台が使用不能となった。
- 21 ○国及び県は個別に放射線資機材を備蓄管理しており、備蓄や運用の考え等が調整されて  
 22 いなかった。このため国の放射線資機材は使用のため枯渇するが、県資機材は当初使用し  
 23 なかった。

24

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●モニタリングポストの地震・津波の影響がない位置への設置</li> <li>●モニタリングに必要な機器の地震対策の必要</li> </ul>
----	---

25

26 <水・食糧等>

- 27 ○0FC の水・食糧が 100 人・1 日分しか備蓄されていなかった。
- 28 ○0FC 自体が避難区域に入ったため物流が止まり、現地対策本部要員の食料・水・燃料が不  
 29 足した。

30

課題	●長期的な活動に備えた十分な水・食糧・燃料の確保
----	--------------------------

31

1 <他の備品>

2 ○OFC の備蓄資材には靴カバーが少なかった。

3 ○OFC の救急用資材は期限切れのものが多く、医薬品もなかった。

4

課題	●長期的な活動に備えた十分な量の資機材等の確保
----	-------------------------

5

6 活動内容関係

7 1 立ち上げ・参集・OFC の体制

8 ○防衛省とヘリによる移動に関して調整ができていなかったため、現地対策本部長以下 7  
9 名は公用車で現地に向かったが、パトカーの先導もなく渋滞に巻き込まれた。

10 ○自衛隊のヘリで現地へ向かうこととなったが、緊急用のヘリポートとして使用する予定  
11 の OFC 近傍の県立高校グラウンドが停電で照明がなく使用できなかった。

12 ○航空自衛隊大滝根山分屯基地にヘリは着陸したが、現地対策本部に着陸地点を連絡でき  
13 なかったため、迎いの防災車は来ていなかった。

14 ○本部長が現地対策本部に着いた時点（3/12、0 時頃）では、参集している要員は少なく、  
15 機能班としての活動をするには不十分であった。

16 ○保安院、文科省、原安委、防衛省を除く省庁は震災対応や交通手段の影響から当初職員  
17 の派遣を行えなかった。

18 ○地震や津波などの影響で、関係自治体の職員は一部を除き、参集することができなかつ  
19 た。

20

課題	●OFC に現地対策本部長が速やかに移動できる体制・手段の確保。 ●OFC に速やかに対応要員が参集できる体制・手段の確保。 ●OFC に参集すべき人員（規模・体制）の見直し ●OFC に参集するまでの間のオフサイト対応
----	---

21

22 2 情報収集・連絡

23 ○福島県から福島第一原発半径 2km 以内の避難指示が大熊町と双葉町に対して出されたが、  
24 現地対策本部は連絡を受け取れていなかった。

25 ○3/12、5:44 の総理による福島第一原発の半径 10km の避難指示は OFC に事前の連絡はなく  
26 TV で知った。

27 ○発電所側でもデータの収集が困難であったため、プラント班では、当初 FAX 等で限られ  
28 たプラントデータしか得られなかった。

29 ○OFC と ERC の連絡手段は伝送容量の小さい衛星回線しかなかったため、即時に送ることは  
30 できなかった。

31

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民避難における関係市町村への連絡・通報手段の確保</li> <li>●町が避難する場合でも連絡が取れる体制・手段の確保</li> </ul>
----	---

1

2 3 モニタリング

3 ○モニタリングカーによる活動自体も地震で道路状況が悪化し、パンクや地割れ箇所の影  
4 響、燃料の不足等により初期の活動が思うように進まなかった。

5 ○モニタリングデータについては衛星 FAX を用いて送付したが、回線が脆弱なため、着信  
6 確認してはいたものの確実に届いているかどうかは不明であり、ERC 等との情報共有は困  
7 難であった。

8

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放射線測定用の資機材の確保</li> <li>●計量測定の体制確保（測定場所・代替機関の確保）</li> <li>●航空機モニタリングの早期実施体制の確保</li> <li>●モニタリングカーによる実施体制の確保（他府県の協力）</li> </ul>
----	---

9

10 4 住民避難

11 ○避難の範囲が 20km になった時に、EPZ である 10km を超えており地図もなく住民情報や避  
12 難所に関する情報もなかった。

13 ○住民からの問い合わせ対応が通信不全のためできなかった。

14 ○避難区域が拡大されたことにより、10km 以遠の地図がなく、その地域の居住者数が把握  
15 できていなかったため、避難に関する調整は極めて困難であった。

16

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難区域が 30km 圏へ拡大することに伴う避難先、避難ルート及び移動手手段の確保</li> <li>●避難状況の確認を行うための情報連絡手段の確保</li> </ul>
----	---

17

18 5 スクリーニング

19 ○スクリーニングのための放射線管理要員の派遣調整についてもスクリーニングポイント  
20 が EPZ（10km）圏外で、あらかじめスクリーニングポイントが設定されていなかったこと  
21 から調整できなかった。

22

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクリーニングの基準の事前の設定</li> <li>●30km 圏の住民避難を想定したスクリーニングポイントの選定など実施体制の確保</li> <li>●スクリーニング用の資機材の確保</li> </ul>
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクリーニング実施状況の情報連絡手段の確保</li> <li>●スクリーニング結果に基づく除染体制の確保</li> </ul>
--	---

1

2 6 被ばく医療

3 ○避難区域の拡大に伴い、OFC 近傍の医療従事者がいなくなり、その代行業務を医療班が実  
4 施しなければならなくなり、被ばくを受けた者の適切な救急搬送の検討ができない事例が  
5 あった。

6

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安定ヨウ素剤の服用基準の事前設定</li> <li>●安定ヨウ素剤の備蓄と住民への配布</li> <li>●安定ヨウ素剤服用の判断の実施方法、服用の通知（指示）</li> <li>●スクリーニング結果に基づく被ばく医療の実施</li> </ul>
----	---

7

8 7 広報

9 ○OFC が避難区域に含まれたため、プレスがアクセスできず、プレス発表の機会もなかった。

10

課題	●住民避難の状況、モニタリング結果や OFC の活動状況などの東京の本部を通じた 広報の実施
----	---

11

12 8 その他

13 ○3/11、21:23 に福島第一原発半径 3km 以内の避難、10km 以内の屋内退避に係る原災本部  
14 長指示が出されたが、現地対策本部では関係各機関の職員が参集できていないため、原子  
15 力災害合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議を開催し、緊急事態応急対策の提言等  
16 をまとめるまでに至らなかった。

17 ○原災本部長から現地対策本部長への権限の一部委任は手続き的に行われていなかった。

18 ○原災本部主導で避難・屋内退避の指示が出されたため、OFC では屋内退避／避難勧告案作  
19 成に関する活動は実施しなかった。放射線班では屋内退避／避難勧告案作成に関する活動  
20 は行われなかった。

21 ○通信不全により外部との連絡に困難をきたしたため、飲食物摂取制限勧告の検討は OFC  
22 ではできなかった。

23 ○交通規制等の調整、緊急輸送の整備、飲食物摂取制限の調整、物資調達、供給活動の調  
24 整に関しては大熊町の OFC ではできなかった。

25

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東京の原災本部と OFC の間での権限移譲も含めた役割分担の見直し</li> <li>●オンサイト対策に事業者と一体となった対応の観点からの見直し</li> </ul>
----	--

# PAZ避難の流れ

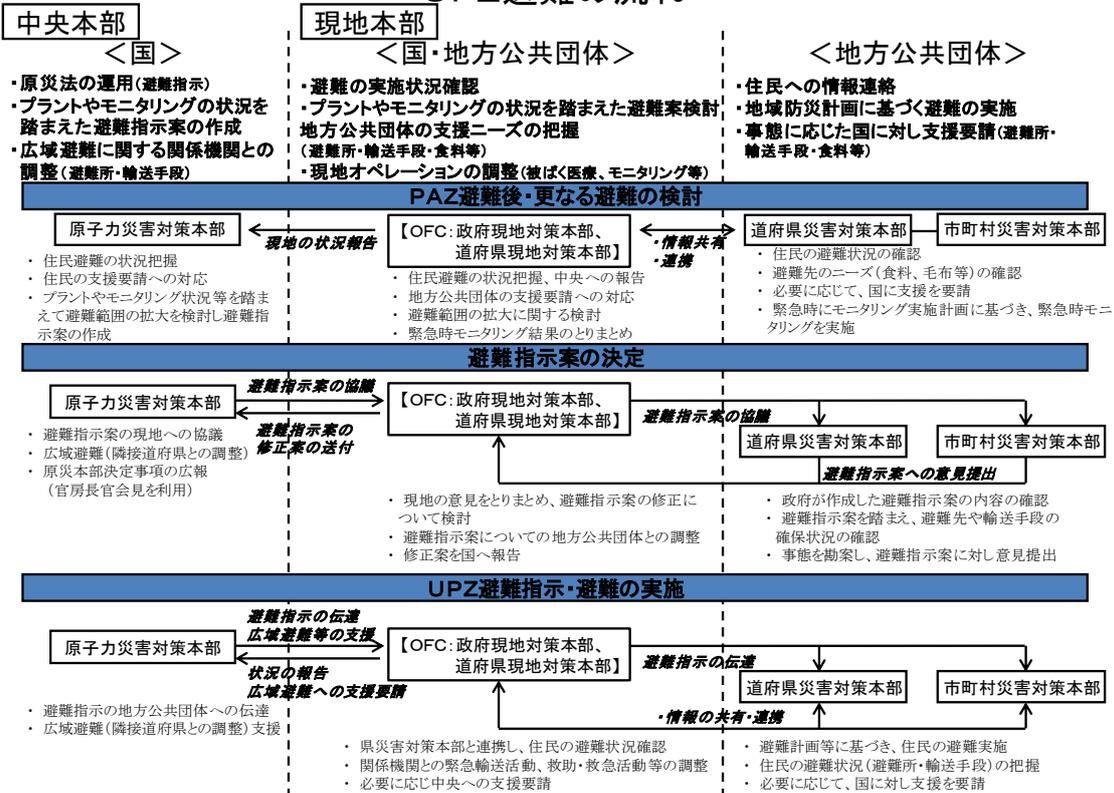
第2回OFC意見聴取会資料

資料5



1

# UPZ避難の流れ



2

## 国と地方公共団体の役割分担(①避難)

	基本的考え方	中央		現地	
		国		地方公共団体	
		原子力災害対策本部	原子力災害現地対策本部	道府県・市町村災害対策本部	
避難	<b>PAZ</b> 15条事象が発生した場合、PAZ(5km圏)内の自治体は直ちに避難※ ※ただし、自治体が独自の判断で避難を開始することは妨げない	<b>【15条事象発生前】</b> <b>1. 事前連絡</b> □ 原災法15条事象が発生した場合、直ちにPAZ対象自治体へ避難準備を開始するよう事前連絡	<b>1. 道府県が行う輸送手段・避難所等の調整を支援</b> □ 道府県による避難実施計画策定の支援(原子力災害の見地から) □ 必要に応じ、中央に対し、輸送手段・避難所等に関し支援要請	<b>1. 輸送手段・避難所等の調整</b> □ 避難計画を基にして、災害の状況を踏まえた、避難実施計画を策定(輸送手段・避難経路・避難所等)	
		<b>【15条事象発生後】</b> <b>2. PAZ避難指示・緊急輸送支援</b> □ 緊急事態宣言発出の連絡時に、PAZ対象自治体に対し避難を指示 □ 現地からの要請に対し、国交省、厚労省等に依頼し、緊急輸送・避難所の確保を支援	<b>2. 避難状況の確認・避難の支援</b> □ 国からの支援に関し、道府県災害対策本部と調整 □ 道府県の避難状況確認作業の支援及び中央との避難実施状況の共有	<b>2. 住民の避難を実施</b> □ 避難実施計画に基づき避難実施 □ 避難指示対象の自治体における避難状況を確認	
避難	<b>PAZ外の避難を指示する場合は、避難指示対象と考えられる自治体と、事前に協議した上で、中央で決定して指示</b>	<b>1. UPZ圏への避難指示案作成</b> □ SPEEDIの放射能影響予測結果、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、UPZ避難指示案を作成し、OFC住民安全班に連絡 ※ SPEEDIの効果的な扱い方につき別途検討	<b>1. UPZ避難指示案の地方公共団体との調整</b> □ 中央が作成した避難指示案について、避難指示対象となる地方公共団体に送付し、地方公共団体の意見を収集	<b>1. UPZ避難指示案への協議</b> □ 原災本部が作成した避難指示案について、必要に応じて修正意見を提出するなど調整	
		<b>2. UPZ避難指示・緊急輸送支援</b> □ 地方公共団体の意見を踏まえて、避難指示案を修正し、原災本部にて決定 □ 現地からの要請に対し、国交省、厚労省等に依頼し、緊急輸送・避難所の確保を支援	<b>2. UPZ避難に係る輸送手段・避難所等の調整支援</b> □ 災害の状況を踏まえ、道府県の避難実施計画を道府県と調整 □ 必要に応じて、ERCに対し、輸送支援等要請	<b>2. UPZ避難に係る輸送手段・避難所等の調整</b> □ 災害の状況を踏まえ、UPZ対象の自治体に関し避難実施計画を策定 □ 必要に応じて、ERCに輸送支援等を要請	
		<b>3. 広域避難に関する調整</b> □ 避難範囲が広域にわたり該当道府県外まで避難することが必要な場合原災本部事務局(ERC)にて調整を実施	<b>3. UPZ避難の実施状況の確認・避難所等追加支援</b> □ 避難を指示した自治体の避難状況を確認・避難実施の支援	<b>3. 住民の避難を実施</b> □ 避難実施計画に基づき避難実施 □ 避難を指示した自治体の避難状況を確認・支援	

1

## 国と地方公共団体の役割分担(②モニタリング)

	基本的考え方	中央		現地	
		国		地方公共団体	
		原子力災害対策本部	原子力災害現地対策本部	道府県・市町村災害対策本部	
モニタリング	<b>緊急時モニタリング計画に基づき、地方公共団体が中心となって緊急時モニタリングを実施※</b> <10条事象～15条事象発生時(放出継続・拡大期)> ※ 自然災害の影響等により、通常どおりモニタリングが実施できない場合、中央を通じて関係機関等へ支援要請	<b>1. モニタリング実施計画の策定及び関係省庁等への依頼</b> □ 原子力事業所周辺に設置されたモニタリングポストのデータ等から、放射性物質拡散状況を確認・推定 □ 状況に応じた緊急時モニタリング実施計画(地理的な測定範囲、対象試料、分担等)を策定 □ 関係機関にモニタリング実施を要請 □ 現地の要請に基づき要員・資機材の支援	<b>1. モニタリング実施計画への現状の反映・自治体を実施するモニタリング活動の支援</b> □ 中央で策定されたモニタリング実施計画に現状を反映 □ 関係機関と連携して自治体を実施するモニタリング活動を支援するとともに中央に支援を要請	<b>1. 緊急時モニタリング実施計画に基づきモニタリングを実施</b> □ 中央で策定されたモニタリング実施計画に現状を反映 □ モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施	
		<b>2. モニタリングデータの評価・公表</b> □ 現地のモニタリングデータの分析・評価を実施 □ 記者会見やホームページ等により、データ及びその評価を公表	<b>2. 自治体と協力してデータをとりまとめ</b> □ 関係機関が実施したモニタリングデータをとりまとめ、県に共有するとともに中央へ送付 □ モニタリング結果を随時モニタリング実施計画に反映	<b>2. 現地本部と協力してデータをとりまとめ</b> □ 自治体を実施したモニタリングデータをとりまとめ、県のホームページに公表するとともに中央へ送付 □ モニタリング結果を随時モニタリング実施計画に反映	
モニタリング	<b>事故が長期化し、汚染地域が県外まで広がった場合、中央が調整を行い、広域モニタリングを実施</b> <放出減少・収束期>	<b>1. モニタリング調整会議を開催し、モニタリング実施計画を適宜改定</b> □ 初期モニタリングの実施結果を踏まえ、モニタリングの実施計画を改定 □ 関係省庁等はその計画の下、確実かつ計画的にモニタリングを実施 □ モニタリング実施計画の下、自治体が行うモニタリング活動を支援	<b>1. 改定されたモニタリングの実施計画に基づく実施支援</b> □ 改定モニタリング実施計画に基づき自治体を実施するモニタリング活動を支援 □ 必要に応じて、中央に対して、モニタリング活動の実施資機材や要員派遣支援を要請	<b>1. 改定されたモニタリングの実施計画に基づきモニタリングを実施</b> □ 改定モニタリング実施計画に基づき、モニタリングを実施 □ 自治体にて対応が困難な範囲については、国へモニタリングの実施支援を要請	
		<b>2. モニタリングデータの評価・公表</b> □ 現地のモニタリングデータの分析・評価を実施 □ 記者会見やホームページ等により、データ及びその評価を公表	<b>2. 引き続き、自治体と協力してデータをとりまとめ</b> □ 関係機関が実施したモニタリングデータをとりまとめ、県に共有するとともに中央へ送付	<b>2. データをとりまとめ、中央へ送付</b> □ 自治体を実施したモニタリングデータをとりまとめ、県のホームページに公表するとともに中央へ送付	

2

## 国と地方公共団体の役割分担(③被ばく医療)

	基本的考え方	中央	現地		
		国			
		原子力災害対策本部	原子力災害現地対策本部	道府県・市町村災害対策本部	
被ばく医療	初期被ばく医療	<p>スクリーニングや安定ヨウ素剤服用の基準は、中央で速やかに決定</p> <p>現地は、中央が定めた基準や、地域防災計画を踏まえ、一次被ばく医療(スクリーニング・除染等)を実施</p>	<p><b>1. スクリーニング実施基準の決定及び資機材等の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 原子力災害の規模等に応じたスクリーニング実施基準を決定</li> <li>□ 現地からの要請に対応しスクリーニング及び除染の資機材等の支援</li> </ul> <p><b>2. 安定ヨウ素剤服用方針の決定・自治体への指示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 原子力災害の規模等に応じた安定ヨウ素剤の服用方針の決定</li> <li>□ 安定ヨウ素剤の服用方針に基づき現地に指示</li> <li>□ 必要に応じ、現地の安定ヨウ素剤の確保を支援</li> </ul> <p><b>3. 緊急被ばく医療派遣チーム派遣</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 被ばく患者の発生に備え、文科省、厚労省と調整し緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣</li> </ul>	<p><b>1. 自治体を実施するスクリーニング・除染活動の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ スクリーニングの実施場所・資機材・要員の確保に関し、必要に応じ、関係機関へ支援を要請</li> <li>□ スクリーニング・除染の実施状況を確認し、中央へ連絡</li> </ul> <p><b>2. 自治体を実施する安定ヨウ素剤服用の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自治体を実施する安定ヨウ素剤の住民への服用に関し必要な支援を実施</li> <li>□ 自治体の安定ヨウ素剤服用の実施状況を確認</li> </ul> <p><b>3. 緊急被ばく医療派遣チームの配置調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 被ばく患者の発生に備え、中央と連携して緊急被ばく医療派遣チームの配置を調整</li> </ul>	<p><b>1. スクリーニングの実施場所・資機材・要員の確保、スクリーニング・除染の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域防災計画を踏まえ、スクリーニングの実施場所・資機材・要員を確保し、速やかにスクリーニング・除染を実施</li> <li>□ 資機材・要員等が不足した場合には、国へ支援要請</li> </ul> <p><b>2. 安定ヨウ素剤服用方針を踏まえ、住民に対し服用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 安定ヨウ素剤服用方針を踏まえ、配布場所、立ち会う要員、日時等を調整し住民へ連絡</li> <li>□ 必要に応じて住民に安定ヨウ素剤を服用</li> </ul> <p><b>3. 緊急被ばく医療派遣チームの配置調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 被ばく患者の発生に備え、中央と連携して緊急被ばく医療派遣チームの配置を調整</li> </ul>
	二次・三次被ばく医療 広域医療	<p>地方公共団体が中心となって、一次、二次被ばく医療について実施</p> <p>広域にわたる緊急搬送が必要な場合は、中央にて、実働省庁に依頼</p>	<p><b>1. 被ばくした住民・原発従業員の搬送支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自治体を実施する被ばく患者の搬送先が、広域にわたった場合などについては、実働省庁への搬送依頼や受入先について調整</li> </ul>	<p><b>1. 自治体を実施する搬送調整の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自治体を実施する被ばく患者の搬送調整に関し、必要に応じて、国の関係機関へ支援要請</li> </ul>	<p><b>1. 被ばくした住民・原発従業員の搬送調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 被ばく患者が発生した場合、被ばくの度合いにより、二次被ばく医療機関又は三次被ばく医療機関への搬送を調整</li> <li>□ 受入先の病院や、搬送手段が無い場合、中央へ支援要請</li> </ul>